

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表政策局の項の前に次のように加える。

危機管理室

- (1) 生命、身体及び財産を損なう又は損なうおそれのある人為的災害又は自然災害の危機的事象に関する予防、計画、救助等を的確に行うことによる市民や地域の安全の確保

第3条の表消防局の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

効率的、効果的な行政システムを実現するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例の制定について
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例（平成24年市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条各号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人岡山シンフォニーホール
- (2) 公益財団法人岡山県下水道公社
- (3) 一般財団法人吉井川水源地域対策基金
- (4) 岡山市場冷蔵株式会社
- (5) 岡山港埠頭開発株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、対象となる法人が公益財団法人等へ移行したため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市宇垣コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市宇垣コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市宇垣コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

岡山市宇垣コミュニティセンター条例（平成17年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表和室の項中「310円」を「320円」に、「630円」を「640円」に改め、同表研修室の項中「520円」を「540円」に、「1,050円」を「1,080円」に改め、同表集会室の項中「1,570円」を「1,620円」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、同表テニスコート（1面につき）の項中「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同表弓道場の項中「1,570円」を「1,620円」に、「3,150円」を「3,240円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡

山市宇垣コミュニティセンターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市瀬戸町健康福祉の館条例（平成18年市条例第108号）の項の次に次のように加える。

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例（平成18年市条例第140号）

別表に次のように加える。

岡山市西部リユースぷらざ条例（平成26年市条例第 号）

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表に岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例（平成18年市条例第140号）の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例及び岡山市西部リユースぷらざ条例を適用の対象に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員定数条例の一部を改正する条例

岡山市職員定数条例（昭和59年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，病院事業」を削る。

第2条第1項中「6，386人」を「5，623人」に改め，同項第1号ア中「3，553人」を「3，466人」に，「198人」を「207人」に改め，同号イ中「437人」を「389人」に改め，同号中ウを削り，エをウとし，オをエとし，同項第7号中「1，028人」を「936人」に改める。

附 則

この条例は，地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴い，病院事業の事務部局の職員の定数を廃止するとともに，新たな行政課題や市民需要の変化に迅速かつ的確に対応し，効果的・効率的な市政運営の実現を目的として職員の適正な定員管理を行うため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる用途における使用料については、市長が別に定めるところによる。

(1) 太陽光発電

(2) 広告（土地を除く。）

別表中「100分の105」を「100分の108」に、「12,600円」を「12,960円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又は端数期間は月割によつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、日割によつて計算する。

2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行政財産の使用許可申請から適用し、同日前に行われるものについては、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料に

ついて適用し，同日前に発する納入通知書に係る使用料については，なお従前の例による。

提案理由

太陽光発電及び広告のために使用する行政財産の使用料について定めるとともに，消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，行政財産の目的外使用料の額を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例の一部を改正する条例の制定について

公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例の一部を改正する条例

公の施設のうち廃止し，又は長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならないものに関する条例（昭和39年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「（岡山市宮浦，小串，郡火葬場を除く。）」を削り，同条中第6号を削り，第7号を第6号とする。

附 則

この条例は，地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。ただし，第2条第5号の改正規定は，公布の日から施行する。

提案理由

総合病院岡山市立市民病院が，独立行政法人に移行する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例

岡山市立市民文化ホール条例（昭和51年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用後に納付することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

市民文化ホール使用料金表

使用時間 使用者 の区分 及び使用日		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼 夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後10 時まで	午前9時から 午後5時 まで	午後1時から 午後10 時まで	午前9時から 午後10 時まで
市民で ある者	平日	12,540円	23,760円	30,850円	33,530円	46,180円	53,280円
	土・日曜日・休日	15,120円	28,590円	36,920円	40,320円	55,330円	63,870円
その他 の者	平日	15,120円	28,590円	36,920円	40,320円	55,330円	63,870円
	土・日曜日・休日	18,300円	34,350円	44,840円	48,340円	66,650円	76,620円

備考

- 1 「市民である者」とは、本市の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている

者又は本市の区域内に事務所を有する法人をいう。

なお、この用語の定義は、別表第2の適用に当たつても同様とする。

- 2 使用料金（以下本表及び別表第2において「料金」という。）は、観客席、舞台及び出演者控室の使用料を含むものとする。
- 3 観客を対象としないで使用するときは、料金の10分の8を徴収する。
- 4 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、次の区分により割増料を加算して徴収する。
 - (1) 入場料が1,001円から2,000円まで 料金の10分の2
 - (2) 入場料が2,001円から3,000円まで 料金の10分の4
 - (3) 入場料が3,000円を超える場合 料金の10分の10
- 5 使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもつて入場させる場合は、料金の10分の10を加算する。この場合において、入場料又はこれに類するものを徴収する場合であつても、前項の規定は適用しない。
- 6 使用申込時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合において、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間が1時間以内であるときは、料金の10分の4に相当する額（この額が18,510円を超える場合は18,510円）を、1時間を超えるときは、当該時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。ただし、当該時間が午前9時以前又は午後10時以降に及ぶときは、1時間につき18,510円を徴収する。
- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 8 暖冷房装置を使用した場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。
- 9 使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2（第7条関係）

市民文化ホールギャラリー兼リハーサル室使用料金表

使用者 の区分	使用時間			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
市民である者	2,770円	3,290円	3,290円	8,530円
その他の者	3,290円	4,210円	4,210円	10,800円

備考

- 1 展示の目的で使用する場合は、原則として1週間を限度として使用を許可する。
- 2 使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって入場させる場合は、料金の10分の10を加算する。
- 3 使用申込時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合において、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間が1時間以内であるときは、料金の10分の4に相当する額（この額が3,800円を超える場合は3,800円）を、1時間を超えるときは、当該時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。ただし、当該時間が午前9時以前又は午後10時以降に及ぶときは、1時間につき3,800円を徴収する。
- 4 暖冷房装置を使用した場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。
- 5 使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第3中「4,000円」を「4,110円」に、「700円」を「720円」に、「6,500円」を「6,680円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「800円」を「820円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「600円」を「610円」に、「350円」を「360円」に、「500円」を「510円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立市民文化ホールの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市御津ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市御津ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市御津ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

岡山市御津ふれあいプラザ条例（平成21年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表ホールの項中「800円」を「820円」に改め、同表第3号の表調理設備の項中「500円」を「510円」に改め、同表備考第2項中「100円」を「10円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、御津ふれあいプラザの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市灘崎文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市灘崎文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市灘崎文化センター条例の一部を改正する条例

岡山市灘崎文化センター条例（平成21年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1大ホール基本使用料の表平日の項及び土曜日日曜日の項を次のように改める。

平 日	10,800 円	16,200 円	21,600 円	27,000 円	37,800 円	43,200 円
土曜日	12,960 円	19,440 円	25,920 円	32,400 円	45,360 円	51,840 円
日曜日						

別表第1の2小ホール等基本使用料の表中「800円」を「822円」に、「600円」を「617円」に、「400円」を「411円」に、「300円」を「308円」に改め、同表備考第4項中「100円」を「1円」に改める。

別表第2中「3,000」を「3,086」に、「500」を「515」に、「300」を「308」に、「50」を「51」に、「100」を「103」に、「1,000」を「1,029」に、「200」を「206」に、「700」を「720」に、「2,000」を「2,057」に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 使用料を計算する場合において、附属設備の1回当たりの使用に対する使用料の合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市灘崎文化センターの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市建部町文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建部町文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町文化センター条例の一部を改正する条例

岡山市建部町文化センター条例（平成18年市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの部から多目的室（1～7）の項までを次のように改める。

大ホール	平日	大ホール全体	12,960	19,440	25,920	32,400	45,360	58,320
		舞台のみ	5,180	7,770	10,360	12,960	18,140	23,320
	日曜日・祝日	大ホール全体	15,530	23,240	31,060	38,880	54,410	69,940
		舞台のみ	6,210	9,290	12,420	15,550	21,760	27,970
小ホール	平日		4,320	6,480	8,640	10,800	15,120	19,440
	日曜日・祝日		5,140	7,710	10,280	12,960	18,100	23,240
リハーサル室			1,020	1,540	2,160	2,670	3,700	4,830
楽屋			510	720	1,020	1,230	1,740	2,360

多目的室（１～７）	2,160	3,180	4,320	5,340	7,500	9,660
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第1備考第3項第1号中「7,300円」を「7,500円」に、「3,100円」を「3,180円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「2,050円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 4 使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2中「使用料」を「温泉プール（軽運動室を含む。）の使用料」に、「300円」を「310円」に、「500円」を「510円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「11回につき 5,000円」を「11回につき 5,100円」に、「15,000円」を「15,600円」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 6 使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第3中「4,000」を「4,110」に、「700」を「720」に、「1,500」を「1,540」に、「500」を「510」に、「5,000」を「5,140」に、「2,000」を「2,050」に、「3,000」を「3,080」に、「1,000」を「1,020」に、「4,500」を「4,620」に、「600」を「610」に、「800」を「820」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 ピアノを除く附属設備の単価は、1日及び1回の使用とする。
- 2 使用料を計算する場合において、1日の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例

による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、建部町文化センターの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市立福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立福祉センター条例の一部を改正する条例

岡山市立福祉センター条例（昭和46年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

休養室等使用料金表

使用時間 室 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
休養室	1,640円	2,260円	2,260円	5,550円
談話室	1,640円	2,260円	2,260円	5,550円
娯楽室	4,210円	5,550円	5,550円	13,980円
第2会議室	1,130円	1,640円	1,640円	3,900円
第2研修室	1,640円	2,260円	2,260円	5,550円
華道教室	1,130円	1,640円	1,640円	3,900円
ホール	4,210円	5,550円	5,550円	13,980円
第2和室	1,640円	2,260円	2,260円	5,550円
消費生活教室	2,770円	3,290円	3,290円	8,530円

備考

- 1 使用申込時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合において、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間が1時間以内であるときは、料金の10分の5に相当する額を徴収する。ただし、算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 2 超過又は繰り上げて使用する時間が1時間を超えるときは、その時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

別表第2（第8条関係）

食堂使用料	1月につき 32,910円
-------	---------------

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立福祉センターの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市なださきメモリーパーク基金条例の制定について

岡山市なださきメモリーパーク基金条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市なださきメモリーパーク基金条例

(設置の目的)

第1条 岡山市なださきメモリーパークの管理に要する費用の財源を確保するため、岡山市なださきメモリーパーク基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。

提案理由

岡山市なださきメモリーパークを設置するに当たり、当該墓地を管理するための岡山市なださきメモリーパーク基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市営墓地条例の制定について

岡山市営墓地条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営墓地条例

岡山市営墓地条例（昭和48年市条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）による墓地として，本市に岡山市営墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 墓地の名称及び位置は，別表第1のとおりとする。

2 墓地には，焼骨等を埋蔵する施設として，墓所，合葬墓その他必要な施設を設けるものとする。

（定義）

第3条 この条例において「墓所」とは，墳墓等を設置するため区画された墓地の区域をいう。

2 この条例において「合葬墓」とは，多数の焼骨等を共同で埋蔵する施設をいう。

3 この条例において「焼骨等」とは，墓所にあつては焼骨その他これに類するものをいい，合葬墓にあつては焼骨及び焼骨に代わる遺品をいう。

（目的外使用の禁止）

第4条 何人も，焼骨等を埋蔵する施設として使用する目的以外に墓所又は合葬墓を使用してはならない。

（使用の許可）

第5条 墓所又は合葬墓を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は前項の許可について、墓所の位置及び面積を指定し、並びに墓地の管理上必要な条件を付することができる。

3 墓所を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請の時に本市又は本市に隣接する市町に住所を有する者

(2) 申請の時に本市に本籍地を有する者

4 合葬墓を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請の時に本市又は本市に隣接する市町に住所を有する者

(2) 申請の時に本市に本籍地を有する者

(3) 死亡時に本市に住所を有した者の焼骨等を保有する者

(4) 本市内の墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵する焼骨等を改葬又は分骨しようとする者

5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第9条第1項の規定に基づき火葬した焼骨の埋蔵に、合葬墓を使用できるものとする。

(使用料等)

第6条 前条第1項の許可を受ける者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、本市に住所を有しない者の使用料は、別表第2に掲げる額の5割増しとする。

2 前項の使用料を算定する場合において、使用許可面積に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項の使用料を納付した者（以下「使用者」という。）に対し使用を許可し、規則で定めるところにより使用許可証を交付する。

4 既納の使用料は還付しない。ただし、規則に定める墓地については、未使用の場合に限り、既納の使用料の2分の1を還付することができる。

(管理料)

第7条 墓所の使用者は、規則に定める墓地について、墓所1平方メートルにつき1年度1,020円の範囲内で規則に定める管理料を納付しなければならない。

2 前項の管理料は、5年度分を前納しなければならない。この場合における年度の算定は、市長が使用の許可を行った日の属する年度から起算するものとする。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、公益上その他の事由により特に必要があると認めるときは、使用料又は管理料を減免することができる。

2 前項の規定により管理料の減免を受けた者で、その後の事情の変更により減免事由が消滅したものは、当該事由が消滅した日の属する年度から管理料を納付しなければならない。

(埋蔵できる焼骨等)

第9条 使用者は、次に掲げる焼骨等に限り、埋蔵することができる。

- (1) 使用者の親族（続柄を戸籍により確認できる者をいう。以下同じ。）の焼骨等
- (2) 使用者の縁故者の焼骨等（市長が特に必要があると認める場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第9条第1項の規定に基づき火葬した焼骨を合葬墓に埋蔵することができる。

(埋蔵の届出)

第10条 墓所の使用者は、埋蔵を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工作物等の設置等の許可)

第11条 墓所の使用者は、次に掲げる工作物等を墓所に設置し、又は設置した工作物等を改造する場合は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 墓石、灯ろう、囲障その他の工作物で規則で定めるもの
- (2) 樹木
- (3) その他の工作物（第1号に掲げるものを除く。）

2 前項第3号の工作物を設置しようとする者は、前項の許可と同時に使用料として、第6条第1項及び第2項の規定により算定した使用料の額の5割の額を納付しなければならない。

(使用権)

第12条 使用者は、墓所又は合葬墓を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 墓所の使用者の親族又は縁故者は、市長の許可を得て、墓所を使用する権利を承継することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓所を使用する権利を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該墓所を無縁墳墓として処置することができる。

(1) 使用者が10年以上不明で、かつ、親族又は縁故者がいないと認められるとき。

(2) 使用者の死後10年以内に墓所を使用する権利の承継がないとき。

(墓所の管理)

第13条 墓所の使用者は、その使用に係る墓所及びその周辺の清掃に努め、墓所内を適正に管理し、危険防止のため必要な措置を講じなければならない。

(住所等の変更の届出)

第14条 墓所の使用者は、住所、本籍地又は氏名を変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(墓所の返還)

第15条 墓所の使用者は、墓所を使用する必要がなくなったときは、直ちに市長に届出て、これを原状に復し、返還しなければならない。この場合において、第6条第3項の使用許可証を市長に返還するものとする。

(墓所の変更)

第16条 市長は、墓地の管理上又は公益上の理由により必要があると認めるときは、墓所の使用者に対し、当該墓所の変更又は工作物等の移転若しくは改造をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による変更又は移転若しくは改造について、通常必要とする経費を補償することができる。

(禁止行為)

第17条 何人も、墓地においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 墓所、合葬墓その他施設をき損し、汚損し、又は滅失する行為

- (2) 許可なく土地の形質を変更する行為
 - (3) はり紙若しくは立札をし、又は広告その他これに類するものを表示する行為
 - (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
 - (5) その他墓地の管理上支障があると認められる行為
- (使用許可の取消し)

第18条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 法、この条例その他墓地に関する関係法令の規定又は使用の許可条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受け、又は使用料若しくは管理料の徴収を免れたとき。
 - (3) 管理料を5年間以上にわたって納付しないとき。
- 2 墓所の使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに墓所を原状に復して返還しなければならない。この場合において、第6条第3項の使用許可証を市長に返還するものとする。
- 3 墓所の使用者が前項の規定による処置を行わないときは、市長において原状に復し、その費用を使用者から徴収することができる。
- 4 第1項の規定による取消しにより、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第19条 使用者は、故意又は過失により、墓所、合葬墓その他施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、当該賠償額を減免することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条に規定する目的以外に墓所又は合葬墓を使用した者
- (2) 第5条第1項の許可を受けないで墓所又は合葬墓を使用した者
- (3) 第11条第1項の許可を受けないで墓所に工作物等の設置等を行った者
- (4) 第12条第1項に違反して墓所又は合葬墓を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸した者
- (5) 第17条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の規定中岡山市なださきメモリーパークに関する部分は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岡山市営墓地条例（以下「新条例」という。）第6条第1項、第11条第2項及び別表第2の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る管理料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る管理料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に改正前の岡山市営墓地条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
岡山市今保墓地	岡山市北区今保619番地3
岡山市巖井墓地	岡山市北区三門東町1864番地ほか
岡山市大井墓地	岡山市北区大井2853番地4ほか
岡山市笠井山霊園	岡山市北区畑鮎22番地7ほか
岡山市片山墓地	岡山市北区吉備津1596番地ほか

岡山市上伊福墓地	岡山市北区京山二丁目 1 7 2 7 番地
岡山市惣爪墓地	岡山市北区惣爪 6 1 8 番地 1 ほか
岡山市津島墓地	岡山市北区津島東三丁目 2 6 5 6 番地 1 ほか
岡山市中原墓地	岡山市北区中原 5 3 4 番地 2 ほか
岡山市西辛川墓地	岡山市北区西辛川 1 0 7 3 番地ほか
岡山市御津上ノ山墓地	岡山市北区御津宇垣 1 3 5 3 番
岡山市御津恋坂霊園	岡山市北区御津吉尾 3 9 番 2
岡山市御津松尾墓地	岡山市北区御津宇垣 1 2 2 7 番 9
岡山市八幡後墓地	岡山市北区西花尻 1 0 6 6 番地ほか
岡山市網浜墓地 (桑畑 1 0 3 6 墓地) (桑畑 1 0 4 9 墓地) (笹山 1 - 1 墓地) (笹山 1 - 2 墓地) (笹山 2 - 1 墓地) (笹山 2 - 2 墓地) (轟墓地) (轟西墓地) (宝聚山墓地) (藻深の上墓地) (六本松墓地)	岡山市中区桜橋四丁目 1 2 1 2 番地ほか
岡山市今谷墓地	岡山市中区今谷 2 8 8 番地 1 ほか

<p>岡山市門田墓地</p> <p>(朝日高裏墓地)</p> <p>(煙硝蔵墓地)</p> <p>(奥市池尻墓地)</p> <p>(三勲神社参道北墓地)</p> <p>(峠の上墓地)</p> <p>(峠の下墓地)</p> <p>(的場墓地)</p>	<p>岡山市中区門田本町三丁目 5 5 7 番地 1 ほか</p>
<p>岡山市国富墓地</p> <p>(安住院上墓地)</p> <p>(古観音墓地)</p> <p>(法輪寺上墓地)</p> <p>(薬師の段墓地)</p>	<p>岡山市中区国富二丁目 3 1 5 番地ほか</p>
<p>岡山市沢田墓地</p> <p>(開の山墓地)</p> <p>(鋤田墓地)</p>	<p>岡山市中区沢田 5 2 8 番地ほか</p>
<p>岡山市原尾島墓地</p> <p>(新畠田墓地)</p> <p>(六畝地墓地)</p>	<p>岡山市中区原尾島四丁目 4 9 1 番地ほか</p>

岡山市平井墓地 (池の左右(左)墓地) (池の左右(右)墓地) (馬の足形南墓地) (桜ヶ丘墓地) (水源地下墓地) (轟南墓地) (平井越墓地) (平井山墓地) (米山墓地)	岡山市中区平井一丁目2575番地ほか
岡山市円山墓地 (金堀山墓地) (京黒墓地)	岡山市中区円山244番地ほか
岡山市湊墓地 (池の内墓地) (上山墓地) (向山墓地)	岡山市中区湊1343番地ほか
岡山市上道墓園	岡山市東区草ヶ部1195番地ほか
岡山市瀬戸町大内霊園	岡山市東区瀬戸町大内48番地
岡山市瀬戸町東霊園	岡山市東区瀬戸町万富2123番地1
岡山市瀬戸町南霊園	岡山市東区瀬戸町肩脊730番地3
岡山市富崎第1墓地	岡山市東区富崎505番地ほか
岡山市富崎第2墓地	岡山市東区富崎475番地2
岡山市富崎第3墓地	岡山市東区富崎476番地
岡山市一日市墓地	岡山市東区一日市591番地3

岡山市阿津墓地 (海清寺墓地) (玉房墓地) (鼻面墓地)	岡山市南区阿津 1 6 4 6 番地ほか
岡山市内尾墓地	岡山市南区内尾 3 7 1 番地 1 ほか
岡山市大曲墓地	岡山市南区藤田 4 0 番地 2 ほか
岡山市小串墓地 (相引墓地) (片崎墓地) (小串墓地) (米崎墓地) (新土山墓地)	岡山市南区小串 2 5 5 5 番地ほか
岡山市曾根墓地 (旧曾根墓地) (曾根新墓地)	岡山市南区曾根 7 3 0 番地ほか
岡山市豊成墓地	岡山市南区豊浜町 3 0 番地 2 ほか
岡山市中畦墓地	岡山市南区中畦 8 4 9 番地
岡山市なださきメモリーパーク	岡山市南区片岡 2 5 1 5 番地ほか
岡山市西畦墓地	岡山市南区西畦 3 2 9 番地ほか
岡山市錦墓地	岡山市南区藤田 5 5 1 番地 7 ほか
岡山市東畦墓地	岡山市南区東畦 2 3 4 番地ほか
岡山市都墓地	岡山市南区藤田 4 5 2 番地 6 ほか
岡山市六区墓地	岡山市南区藤田 1 6 4 5 番地

備考 括弧内の名称は、それぞれの墓地内の細墓地を示す。

別表第 2 (第 6 条関係)

(1) 岡山市笠井山霊園使用料

使用許可面積	金 額
6 平方メートル	1 7 8 , 8 0 0 円

9平方メートル	268,200円
12平方メートル	357,600円
16平方メートル	476,800円
20平方メートル	596,000円

(2) 岡山市惣爪墓地使用料

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	25,000円

(3) 岡山市御津恋坂霊園使用料

使用許可面積	金額
16平方メートルにつき	80,000円

(4) 岡山市御津松尾墓地使用料

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	30,000円

(5) 岡山市網浜墓地使用料

ア 桑畑1036墓地

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	140,000円

イ 桑畑1049墓地

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	150,000円

ウ 笹山1-1墓地

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	120,000円

エ 笹山1-2墓地

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	150,000円

オ 笹山2-1墓地

使用許可面積	金額

1 平方メートルにつき	150,000円
-------------	----------

カ 笹山2-2墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	140,000円
-------------	----------

キ 轟墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	120,000円
-------------	----------

ク 轟西墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	120,000円
-------------	----------

ケ 宝聚山墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	100,000円
-------------	----------

コ 藻深の上墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	120,000円
-------------	----------

サ 六本松墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	120,000円
-------------	----------

(6) 岡山市今谷墓地使用料

使用許可面積	金額
--------	----

6 平方メートル	450,000円
----------	----------

(7) 岡山市門田墓地使用料

ア 的場墓地

使用許可面積	金額
--------	----

1 平方メートルにつき	150,000円
-------------	----------

(8) 岡山市平井墓地使用料

ア 池の左右(左)墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	140,000円

イ 池の左右（右）墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	100,000円

ウ 馬の足形南墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	150,000円

エ 水源地下墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	100,000円

オ 轟南墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	120,000円

カ 平井越墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	100,000円

キ 平井山墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	110,000円

ク 米山墓地

使用許可面積	金 額
1平方メートルにつき	150,000円

(9) 岡山市上道墓園使用料

使用許可面積	金 額
4平方メートル	320,000円
5平方メートル	400,000円
9平方メートル	720,000円

芝生（5平方メートル）	400,000円
-------------	----------

1体当たり	金額
合葬墓	10,000円

(10) 岡山市瀬戸町大内霊園使用料

使用許可面積	金額
3平方メートル	200,000円
6平方メートル	350,000円

(11) 岡山市瀬戸町東霊園使用料

使用許可面積	金額
6平方メートルまで	350,000円
7平方メートル	400,000円
9平方メートル	500,000円

(12) 岡山市瀬戸町南霊園使用料

使用許可面積	金額
6平方メートルまで	350,000円
9平方メートル	500,000円

(13) 岡山市富崎第2墓地使用料

使用許可面積	金額
5平方メートル	125,000円

(14) 岡山市富崎第3墓地使用料

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	45,000円

(15) 岡山市曾根墓地使用料

ア 曾根新墓地

使用許可面積	金額
1平方メートルにつき	86,000円

(16) 岡山市なださきメモリーパーク使用料

使用許可面積	金 額
5 平方メートル	5 0 0 , 0 0 0 円

(17) 岡山市六区墓地使用料

使用許可面積	金 額
6 平方メートル	2 0 0 , 0 0 0 円

(18) その他の墓地使用料（前各号の表に掲げる細墓地以外の細墓地を含む。）

使用許可面積	金 額
1 平方メートルにつき	2 0 , 0 0 0 円

提案理由

合葬墓及び岡山市なださきメモリーパークを設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市営墓地の管理料の額を改める等のため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市営納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営納骨堂条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営納骨堂条例の一部を改正する条例

岡山市営納骨堂条例（平成24年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「2,000円」を「2,050円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る管理料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る管理料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市灘崎納骨堂の管理料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市立市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立市民会館条例の一部を改正する条例

岡山市立市民会館条例（昭和38年市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「78,000円」を「80,228円」に、「146,000円」を「150,171円」に、「189,000円」を「194,400円」に、「206,000円」を「211,886円」に、「282,000円」を「290,057円」に、「325,000円」を「334,285円」に改める。

別表第2中「12,000円」を「12,343円」に、「17,000円」を「17,486円」に、「45,000円」を「46,286円」に改める。

別表第3中「12,000円」を「12,343円」に改める。

別表第4中「160,000円」を「164,570円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立市民会館の使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山シンフォニーホール条例の一部を改正する条例

岡山シンフォニーホール条例（平成3年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「財団法人岡山シンフォニーホール」を「公益財団法人岡山シンフォニーホール」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

1 基本使用料

施設区分		時間帯		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午 後10時まで	午前9時から午 後10時まで		
大ホール	平日	78,680円	104,910円	132,580円	296,530円		
	その他	94,420円	125,890円	159,120円	355,880円		
イベントホール	平日	10,690円	14,190円	18,000円	40,210円		
	その他	12,850円	17,070円	21,600円	48,340円		
和風ホール	平日	8,640円	11,410円	14,290円	32,190円		
	その他	10,380円	13,780円	17,170円	38,670円		
スタジオ1	平日	8,840円	11,720円	14,810円	33,220円		
	その他	10,690円	14,090円	17,790円	39,900円		
スタジオ2	平日	4,010円	5,240円	6,480円	14,810円		
	その他	4,830円	6,370円	7,810円	17,790円		

楽屋 1	2,570円	3,390円	3,390円	7,610円
楽屋 2	1,230円	1,640円	1,640円	3,700円
楽屋 3	1,230円	1,640円	1,640円	3,700円
楽屋 4	920円	1,230円	1,230円	2,770円
楽屋 5	610円	820円	820円	1,740円
楽屋 6	610円	820円	820円	1,740円
楽屋 7	1,020円	1,330円	1,330円	2,980円
控室 1	1,020円	1,330円	1,330円	2,980円
控室 2	1,020円	1,330円	1,330円	2,980円
控室 3	1,020円	1,330円	1,330円	2,980円
指揮者室	2,050円	2,670円	2,670円	5,860円

別表第4項第2号ただし書を削り、同項に次の1号を加える。

- (3) 午前9時以前又は午後10時以降に超過して使用する場合は、1時間ごとに、夜間の時間帯の1時間当たりの額の120パーセントの額を徴収する。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山シンフォニーホールの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山シティミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

岡山シティミュージアム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山シティミュージアム条例の一部を改正する条例

岡山シティミュージアム条例（平成17年市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「2,000円」を「2,050円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「3,000円」を「3,080円」に改め、同表第2項の表中

「

1時間につき	30,000円
	54,000円
	104,000円
1時間につき	30,000円
1時間につき	19,250円
	35,000円
	66,000円
1時間につき	19,250円
1時間につき	11,000円
	20,000円
	38,000円
1時間につき	11,000円

」

「

1時間につき	30,850円
	55,540円
	106,970円
1時間につき	30,850円
1時間につき	19,800円
	36,000円
	67,880円
1時間につき	19,800円
1時間につき	11,310円
	20,570円
	39,080円
1時間につき	11,310円

」

を

に改め、

同項の表備考4の表中

1時間につき 3,750円		1時間につき 3,850円	
9,500円		9,770円	
12,700円		13,060円	
1時間につき 3,750円		1時間につき 3,850円	
1時間につき 2,375円		1時間につき 2,440円	
6,000円		6,170円	
8,000円	を	8,220円	に改め, 同表
1時間につき 2,375円		1時間につき 2,440円	
1時間につき 1,375円		1時間につき 1,410円	
3,500円		3,600円	
4,500円		4,620円	
1時間につき 1,375円		1時間につき 1,410円	

第3項の表中「2,000円」を「2,050円」に、「5,400円」を「5,550円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め, 同表第4項の表中「2,400円」を「2,460円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「3,100円」を「3,180円」に改め, 同表第6項の表中「4,200円」を「4,320円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「500円」を「510円」に、「700円」を「720円」に改め, 同表第7項の表中

10,000円		10,280円	
19,000円		19,540円	
27,000円		27,770円	
34,000円		34,970円	
40,000円	を	41,140円	に改め, 同項の表備考2の表以外の部
45,000円		46,280円	

50,000円	51,420円
55,000円	56,570円
60,000円	61,710円

分に次のただし書を加える。

ただし、使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第2第7項の表備考2の表中「6月目」を「6月目以降」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山シティミュージアムの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市民プール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市民プール条例の一部を改正する条例

岡山市民プール条例（平成17年市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「550円」を「570円」に、「330円」を「340円」に、「220円」を「230円」に、「5,500円」を「5,700円」に、「3,300円」を「3,400円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「25,300円」を「26,023円」に、「33,000円」を「33,943円」に、「58,300円」を「59,965円」に、「7,700円」を「7,920円」に、「11,000円」を「11,315円」に、「18,700円」を「19,234円」に、「660円」を「679円」に改め、同号の表備考に次のように加える。

3 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第1項第2号の表を次のように改める。

(2) 施設使用料

使用区分 室 名	午前10時から 正午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後8時まで	全日（午前10時か ら午後8時まで）
和室(1)	720円	1,440円	720円	2,468円
和室(2)	720円	1,440円	720円	2,468円
和室(3)	515円	1,029円	515円	1,749円
第1会議室	720円	1,440円	720円	2,468円

第2会議室	1,029円	2,057円	1,029円	3,498円
トレーニング室	1人1回2時間につき 210円			

備考 冷暖房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲で教育委員会が別に定める額を徴収する。

別表第1項第3号の表中「100円」を「103円」に、「8,500円」を「8,743円」に、「2,000円」を「2,057円」に、「150円」を「154円」に、「50円」を「51円」に、「250円」を「258円」に、「500円」を「515円」に改め、同表第2項第1号の表中「200円」を「206円」に、「150円」を「154円」に、「100円」を「103円」に、「2,000円」を「2,057円」に、「1,500円」を「1,543円」に、「1,000円」を「1,029円」に、「14,800円」を「15,223円」に、「29,600円」を「30,446円」に、「44,400円」を「45,668円」に改め、同号の表備考2中「3,500円」を「3,600円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「10,500円」を「10,800円」に改め、同号の表備考に次のように加える。

3 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第2項第2号の表中「2,200円」を「2,263円」に、「6,800円」を「6,995円」に、「1,000円」を「1,029円」に、「100円」を「103円」に、「150円」を「154円」に、「750円」を「772円」に、「50円」を「51円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡

山市民プールの利用料金の額の範囲等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例

岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条，第8条の2関係）

種 別			単 位	金 額	
足守テニスコート		高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
		その他の者	1面1時間につき	206円	
		夜間照明	1面1時間につき	411円	
牟佐スポーツ広場	テニス コート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
		その他の者	1面1時間につき	206円	
	多目的広場		1時間につき	308円	
			1日につき	2,464円	
西大寺武道 館	剣道場 (1)	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	62円
			その他の者	1人1時間につき	103円
	剣道場 (2)	専用使 用	高校生以下の者	1時間につき	370円
			その他の者	1時間につき	617円
	柔道場		スポーツ以外の使用	1時間につき	1,234円
	会議室			1時間につき	515円

	全館	専用使 用	高校生以下の者	1時間につき	1,029円
			その他の者	1時間につき	1,718円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	3,435円
野山武道館	剣道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円
			その他の者	1人1時間につき	51円
		専用使 用	高校生以下の者	1時間につき	185円
			その他の者	1時間につき	308円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	617円
		柔道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき
	その他の者			1人1時間につき	51円
	専用使 用		高校生以下の者	1時間につき	370円
			その他の者	1時間につき	617円
			スポーツ以外の使用	1時間につき	1,234円
	全館	専用使 用	高校生以下の者	1時間につき	515円
			その他の者	1時間につき	864円
スポーツ以外の使用			1時間につき	1,718円	
テニス コート	高校生以下の者		1面1時間につき	124円	
	その他の者		1面1時間につき	206円	
吉備津弓道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	31円	
		その他の者	1人1時間につき	51円	
	専用使 用	高校生以下の者	1時間につき	515円	
		その他の者	1時間につき	864円	
福谷スポーツ広場 津島スポーツ広場	個人		1人午前	150円	
			1人午後	150円	
	専用使用		午前	3,080円	
			午後	3,080円	
			1日	6,160円	

小串スポーツ広場	テニスコ ート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
		その他の者	1面1時間につき	206円	
	多目的広場		1面1時間につき	308円	
			1面1日につき	2,464円	
桑野スポーツ広場	多目的広場		1時間につき	308円	
			1日につき	2,464円	
財田スポーツ広場	サッカー 場	専用使用	午前	4,937円	
			午後	6,172円	
			1日	9,874円	
		その他の使用	1時間につき	1,543円	
	多目的広場		1時間につき	308円	
			1日につき	2,464円	
興除テニスコート		高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
		その他の者	1面1時間につき	206円	
東山プールテニスコート・バ レーボールコート	高校生以下の者		1面1時間につき	124円	
			その他の者		1面1時間につき
御津グラウンドゴルフ場			1人(年払)	2,050円	
			1人(日払)	200円	
瀬戸町カヌー艇庫		個人	1日につき	154円	
		専用使用	1日につき	1,543円	
御津スポ ーツパー ク	あおぞ ら広場	専用使用	高校生以下の者	全面1時間につき	515円
			1/2面1時間につき	308円	
		その他の者	全面1時間につき	1,029円	
			1/2面1時間につき	515円	
	夜間照明	野球・サッカー	1面1時間につき	3,086円	
		ソフトボール	1面1時間につき	2,057円	
テニス	専用使用	高校生以下の者	1面1時間につき	206円	

コート		その他の者	1面1時間につき	411円
		夜間照明	1面1時間につき	308円
アリーナ	専用使用	高校生以下の者	全面1時間につき	822円
			2/3面1時間につき	515円
			1/2面1時間につき	411円
			1/3面1時間につき	308円
		その他の者	全面1時間につき	1,543円
			2/3面1時間につき	1,029円
			1/2面1時間につき	822円
			1/3面1時間につき	515円
	営利又は宣伝を目的 としないスポーツ以 外の使用	1時間につき	3,086円	
		営利又は宣伝を目的 とする使用	9,257円	
	照明設備	全面1時間につき	1,234円	
		2/3面1時間につき	822円	
		1/2面1時間につき	617円	
		1/3面1時間につき	411円	
トレーニング室	個人	高校生・65歳以上	1人1回2時間につき	210円
		その他の者	1人1回2時間につき	410円
	回数券	高校生・65歳以上	1人11回につき	2,100円
		その他の者	1人11回につき	4,100円
会議室・ミーティング室	1室		1時間につき	206円
	暖冷房設備		1時間につき	206円

温水プール	個人	高校生以下・65歳以上	1人1回2時間につき	210円
		その他の者	1人1回2時間につき	410円
	回数券	高校生以下・65歳以上	1人11回につき	2,100円
		その他の者	1人11回につき	4,100円
スタートバスケットコート	専用使用		1面1時間につき	103円
承芳ふれあい広場	グラウンドゴルフ場	個人	1人(年払)	2,050円
			1人(日払)	200円
		夜間照明	1回につき	410円
灘崎野球場	専用使用		1日につき	8,232円
			1時間につき	1,029円
		夜間照明	1時間につき	4,114円
灘崎体育センター	スポーツに使用する場合		1時間につき	308円
	スポーツ以外に使用する場合		1時間につき	617円
政田サッカー場	サッカー場	天然芝グラウンド	1面1時間につき	7,200円
			1/2面1時間につき	3,600円
		人工芝グラウンド	1面1時間につき	6,172円
			1/2面1時間につき	3,086円
		夜間照明	1面1時間につき	3,086円
			1/2面1時間につき	1,543円

クラブハウス	多目的室	1時間につき	411円
	多目的室暖冷房設備	1時間につき	308円
	会議室	1時間につき	206円
	会議室暖冷房設備	1時間につき	103円

別表第2第1項の表中「400円」を「410円」に、「3,200円」を「3,280円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表第2項第1号の表中「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「500円」を「510円」に改め、同項第2号の表中「350円」を「360円」に改め、同表第3項の表中「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「500円」を「510円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市社会体育施設の使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市人権啓発センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市人権啓発センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市人権啓発センター条例の一部を改正する条例

岡山市人権啓発センター条例（平成14年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「420円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「920円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「2,800円」を「2,880円」に改め、同表備考中「10分の5」を「5割」に改め、「額を」の次に「加算して」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市人権啓発センターの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市男女共同参画社会推進センター条例の一部を改正する条例

岡山市男女共同参画社会推進センター条例（平成12年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2, 200円」を「2, 260円」に、「4, 400円」を「4, 520円」に、「6, 600円」を「6, 780円」に、「8, 800円」を「9, 050円」に改め、同表備考中「600円」を「610円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市男女共同参画社会推進センターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市ふれあい公社基金条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ふれあい公社基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ふれあい公社基金条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあい公社基金条例（平成4年市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人岡山市ふれあい公社」を「公益財団法人岡山市ふれあい公社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、財団法人岡山市ふれあい公社が公益財団法人へ移行したため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

岡山市ふれあいセンター条例（平成5年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「財団法人岡山市ふれあい公社」を「公益財団法人岡山市ふれあい公社」に改める。

別表第1の1岡山ふれあいセンターの表大ホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

大ホール	42,990円	25,200円	33,530円	3,490円	4,930円
小ホール	17,790円	10,280円	13,880円	1,440円	2,050円
リハーサル室	7,400円	4,420円	5,760円	610円	820円
第1研修室	8,840円	5,140円	6,990円	720円	1,020円
第2研修室	5,140円	2,980円	4,110円	410円	610円
第3研修室	4,830円	2,980円	3,700円	410円	510円
第4研修室	5,140円	2,980円	4,110円	410円	610円
第5研修室	3,700円	2,160円	2,880円	300円	410円
調理実習室	13,680円	8,120円	10,690円	1,130円	1,540円
和室	3,700円	2,260円	2,880円	300円	410円
プレイルーム	19,230円	11,310円	15,120円	1,540円	2,260円

別表第1の1西大寺ふれあいセンターの表ふれあいホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

ふれあいホール	43,300円	25,200円	33,840円	3,490円	5,040円
第1研修室	4,830円	2,980円	3,700円	410円	510円
第2研修室	4,830円	2,980円	3,700円	410円	510円
第3研修室	3,700円	2,160円	2,880円	300円	410円
調理実習室	7,400円	4,420円	5,760円	610円	820円
和室	3,700円	2,260円	2,880円	300円	410円
プレイルーム	13,680円	8,120円	10,690円	1,130円	1,540円

別表第1の1北ふれあいセンターの表マスカットホールの項から和室の項までを次のように改める。

マスカットホール	21,490円	12,540円	16,760円	1,740円	2,460円
第1研修室	4,830円	2,980円	3,700円	410円	510円
第2研修室	4,830円	2,980円	3,700円	410円	510円
第3研修室	2,570円	1,440円	2,050円	200円	300円
調理実習室	8,840円	5,140円	6,990円	720円	1,020円
和室	3,700円	2,260円	2,880円	300円	410円

別表第1の1西ふれあいセンターの表ふれあいホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

ふれあいホール	40,730円	23,650円	31,880円	3,290円	4,730円
第1研修室	6,270円	3,700円	4,930円	510円	720円
第2研修室	5,140円	2,980円	4,110円	410円	610円
調理実習室	8,840円	5,140円	6,990円	720円	1,020円
和室	6,270円	3,700円	4,930円	510円	720円
プレイルーム	12,540円	7,400円	9,770円	1,020円	1,440円

別表第1の1南ふれあいセンターの表ふれあいホールの項からプレイルームの項までを次のように改める。

ふれあいホール	32,910円	19,230円	25,710円	2,670円	3,800円
第1研修室	6,270円	3,700円	4,930円	510円	720円
第2研修室	4,830円	2,980円	3,700円	410円	510円

第3研修室	5,140円	2,980円	4,110円	410円	610円
調理実習室	8,840円	5,140円	6,990円	720円	1,020円
和室1	2,570円	1,440円	2,050円	200円	300円
和室2	2,570円	1,440円	2,050円	200円	300円
プレイルーム	10,380円	5,960円	8,120円	820円	1,230円

別表第1に次の1項を加える。

3 端数処理

算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2中「400円」を「410円」に改める。

別表第4中「149,718円」を「153,990円」に、「9,000円」を「9,250円」に、「48,000円」を「49,370円」に、「85,300円」を「87,730円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1，別表第2及び別表第4の規定は、施行日以後の使用に係る使用料で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、ふれあいセンターの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ウェルポートなださき条例の一部を改正する条例

岡山市ウェルポートなださき条例（平成21年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1かしの木ホール の項からボランティアルームの項までを次のように改める。

かしの木ホール	2, 0 5 0 円	2, 5 7 0 円
会議室 1	4 1 0 円	5 1 0 円
会議室 2	4 1 0 円	5 1 0 円
会議室 1・2	6 1 0 円	7 7 0 円
会議室 3	5 1 0 円	6 1 0 円
いこいの間	4 1 0 円	5 1 0 円
クッキングスタジオ	5 1 0 円	6 1 0 円
ボランティアルーム	3 0 0 円	4 1 0 円

別表第3フィットネスルームの項から割引使用の部までを次のように改める。

フィットネス ルーム	4 1 0 (2 0 0)	4, 1 0 0 (2, 0 0 0)	3, 0 8 0 (1, 5 4 0)	3 0, 8 0 0 (1 5, 4 0 0)
大浴場	4 1 0 (2 0 0)	4, 1 0 0 (2, 0 0 0)	3, 0 8 0 (1, 5 4 0)	3 0, 8 0 0 (1 5, 4 0 0)
プール	4 1 0	4, 1 0 0	3, 0 8 0	3 0, 8 0 0

		(200)	(2,000)	(1,540)	(15,400)
割引使用	上記のうち2施設使用	610 (300)	6,100 (3,000)	—	—
	上記全施設使用	820 (410)	8,200 (4,100)	—	—

別表第3個人会員の項及び法人会員の項を次のように改める。

個人会員	5,140 (2,570)	27,770 (13,880)	51,420 (25,710)	
法人会員	—	—	154,280	3人券
	—	—	257,140	5人券

別表第4中「500円」を「510円」に改める。

別表第5中「5,000円」を「5,140円」に改める。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1及び別表第3から別表第5までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市ウェルポートなださきの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例の制定について

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域包括支援センターの職員等に係る基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域包括支援センターの職員等に係る基準)

第2条 法第115条の46第4項に規定する地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

ウ 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

(2) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一

の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (3) 地域包括支援センターは、第1号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス、介護予防サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。
- (4) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第2条第1号アからウまでに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第2条第1号アからウまでに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第2条第1号アに掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第2条第1号イ又はウに掲げる者のいずれか1人

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員等に係る基準について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
岡山市老人デイサービスセンター条例（平成9年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人岡山市ふれあい公社」を「公益財団法人岡山市ふれあい公社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、財団法人岡山市ふれあい公社が公益財団法人へ移行したため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市福寿苑条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市福寿苑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福寿苑条例の一部を改正する条例

岡山市福寿苑条例（平成18年市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「1,500円」を「1,543円」に改め、同項第2号中「1,000円」を「1,029円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、福寿苑の利用料金の額の範囲等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第1条 岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第2条 岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「多用な」を「多様な」に改める。

第46条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

(岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部改正)

第3条 岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定
める条例(平成24年市条例第81号)の一部を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）を「第7章 削

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条―第141条）」

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第197条）

除」に、第2節 人員に関する基準（第198条・第199条）を

第3節 設備に関する基準（第200条）

第4節 運営に関する基準（第201条―第203条）」

「第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第197条）

第2節 人員に関する基準（第198条・第199条）

第3節 設備に関する基準（第200条）

第4節 運営に関する基準（第200条の2―第203条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、に、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第203条の2・第203条の3）

第2款 人員に関する基準（第203条の4・第203条の5）

第3款 設備に関する基準（第203条の6）

第4款 運営に関する基準（第203条の7―第203条の12）」

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第206条・第207条）」を「第15章 削除」に改める。

第2条第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第3条第3項中「第7章」を「第8章」に改める。

第4条第2項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第5条第1項中「者（以下この章）の次に「，第203条の2及び第203条の10第2項」を加える。

第80条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に，「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第81条第2項中「（昭和26年法律第45号）」を削る。

第100条第1項第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者，」を削り，「又は第198条第1項」を「，第198条第1項」に改め，「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第203条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え，「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め，同号ア中「第124条に規定する指定共同生活介護，」を削り，「又は第197条に規定する指定共同生活援助」を「，第197条に規定する指定共同生活援助又は第203条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に，「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に，「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。），」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に，「又は指定共同生活援助事業所」を「，指定共同生活援助事業所」に改め，「において同じ。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第203条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え，「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め，同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め，同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に，「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め，同条第3項第1号中「，第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り，「規定する指定共同生活援助事業所」の次に「，第203条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え，同号ア中「，第124条に規定する指定共同生活介護」を削り，「指定共同生活援助」の次に「，第203条の2に規定する外部

サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第109条第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第203条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第114条第1項中「及び第198条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第119条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第124条から第141条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第158条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、

当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第160条中「、第22条」、第131条」、第22条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第131条第2項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第173条中「、第22条」を削り、「第131条、第146条から第148条まで」を「第146条から第148条まで及び第158条の2」に改め、「、第22条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条に規定する平成18年厚生労働省告示第553号において厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「、第131条第2項中「支給決定障害者が」」を「、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」」に改め、「同じ。）が」」の次に「と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」」を加える。

第197条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第198条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第

1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第199条を次のように改める。

（管理者）

第199条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

第200条を次のように改める。

（設備）

第200条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテ

ライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
 - 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
 - 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
 - 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
 - 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
 - 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
 - 9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を1人とすること。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 第13章第4節中第201条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第200条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第200条の5 指定共同生活援助事業者は、第203条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切

丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第200条の6 サービス管理責任者は、第203条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第201条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第201条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第201条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意

を得て代わって行わなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第201条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要事項

第202条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第202条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

ならない。

第202条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第202条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第202条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第202条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第203条中「、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条まで」を「及び第158条の2」に、「第203条において準用する第136条」を「第201条の3」に、「第203条において準用する第130条第1項」を「第200条の4第1項」に、「第203条において準用する第130条第2項」を「第200条の4第2項」に、「第203条において準用する第140条第1項」を「第202条の4第1項」に、「、第130条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第132条第1項及び第2項中「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第203条」と、第133条第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前

の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第203条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第203条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助（第203条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

（基本方針）

第203条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は，外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき，受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより，利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第203条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第203条の5 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第203条の6 第200条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第203条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が

外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第203条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第203条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第203条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時，事故発生時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手續
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 成年後見制度の活用支援
- (13) 苦情解決体制の整備
- (14) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第203条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が，受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは，受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は，指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は，指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，事業の開始に当たっては，あらかじめ，指定居宅介護事業者と，第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受託居宅介護サービス事業者に，業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第203条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，利用者に対し，適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに，従業者の勤務の体制を定め，その勤務の実績とともに

記録しておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施しなければならない。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(準用)

第203条の12 第11条，第12条，第14条から第17条まで，第20条，第23条，第29条，第37条から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第75条から第77条まで，第90条，第92条，第94条，第158条の2，第200条の2から第200条の6まで，第201条，第201条の2及び第202条の2から第202条の4までの規定は，外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第203条の12において準用する第200条の4第1項」と，第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第203条の12において準用する第200条の4第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第203条の12において準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第203条の12において準用する第55条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第203条の12において準用する第90条」と，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第203条の12において準用する第75条第2

項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第203条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条の12において準用する第202条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2に規定する平成18年厚生労働省告示第553号により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第201条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第206条及び第207条 削除

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第3条第1項各号列記以外の部分中「第127条第1項（第200条において準用する場合を含む。）」を「第200条第1項（第203条の6において準用する場合を含む。）」に、「とする指定共同生活介護の事業等」を「とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に、「当該共同生活介護」を「当該指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護の事業等を行う」を「指定共同生活援助の事業等を行う」に改め、同項第1号中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）」に、「指定共同生活介護等の」を「指定共同生活援助等の」に改め、同条第2項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条第2項中」を「第200条第2項中」に改める。

附則第4条の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第5条の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第6条の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、「第141条又は」を削り、「第203条」の次に「又は第203条の12」を加える。

附則第7条中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第8条中「指定共同生活援助事業者（」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、）」に、「第127条第1項（第200条において準用する場合を含む。）」を「第200条第1項（第203条の6において準用する場合を含む。）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第9条（見出しを含む。）中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「第125条第1項第2号」を「第198条第1項第2号」に改める。

附則第10条の見出し中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第1項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の事業」を「指定共同生活援助の事業」に、「第141条」を「第203条」に、「第134条第3項」を「第201条第3項」に改め、同条第2項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第141条」を「第203条」に、「第133条各号」を「第200条の6各号」に改める。

附則第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

附則第13条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第127条第6項及び第7項（これらの規定を第200条において準用する場合を含む。）」を「第200条第7項及び第8項（これらの規定を第203条の6において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第14条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第1項及び第2項中「第134条第3項」を「第201条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「又は同条第6号」を「又は同条第7号」に改め、同条第3項中「第125条第1項第2号イからエまで」を「第198条第1項第2号イからエまで」に改める。

附則第15条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条（第200条において準用する場合を含む。）」を「第200条（第203条の6において準用する場合を含む。）」に、「第127条第6項」を「第200条第7項」に、「同条第7項第2号」を「同条第8項第2号」に改める。

（岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア（イ）a中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第60条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第91条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ア（イ）a中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第206条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第3条の規定による改正後の岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第197条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第197条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第203条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第3条 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第203条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは「10」とする。

第4条 附則第2条第2項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第203条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずる等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項」を「医薬品、医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項」に改め，同条第6項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

第13条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第 号）第16条第9号」に改める。

(岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第95条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

（岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

（岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し，又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

（岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し，又は地域包括支

援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

第20条第6号中「薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項」に改める。

（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項」に改め、同条第6項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

第13条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号」に改める。

第42条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条第7号」に改める。

（岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例（平成24年市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「参加するよう努めなければならない」を「参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする」に改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号」に改める。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定、第5条中岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第20条第6号の改正規定並びに第6条中岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正並びに薬事法等の一部を改正する法律の施行による薬事法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条－第32条）

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）及び指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護

支援事業者をいう。以下同じ。)の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

- 2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）から求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針)

- 第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等

(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。
(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の

利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画

を利用者及び担当者に交付すること。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

(18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービ

スの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うこととし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意することとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受けの必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受けの必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図

ること。

(25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 事故発生時における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 成年後見制度の活用支援

(9) 苦情解決体制の整備

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援

事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの規則で定める基準を満たした事務室又は区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な

援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

- ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
- (3) 第16条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (4) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第22条第1項に規定する従業者の勤務の体制等の記録
- (6) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第18条第1号に規定する介護給付及び第13条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第2章から前章（第29条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。））」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
 制定について

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定するもの
 とする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
 に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条－第31条）

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条－第34条）

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5
 9条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当
 介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下

同じ。)及び指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の2第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

- 2 前項に定める者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及

び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、

利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電

子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用

申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1

号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び第5章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(5) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加させ、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力させること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する本市への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 事故発生時における対応方法

(7) 虐待の防止ための措置に関する事項

(8) 成年後見制度の活用支援

(9) 苦情解決体制の整備

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるように、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの規則で定める基準を満たした事務室又は区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの

質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに本市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第21条第1項に規定する従業者の勤務の体制等の記録

(5) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）及び第13条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握すること。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備

及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。

(13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価すること。

(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見

を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うこととし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意することとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認

められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載すること。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第35条 第3条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關す

る法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い，指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 4 号 議 案

岡山市障害者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者体育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者体育センター条例の一部を改正する条例

岡山市障害者体育センター条例（平成15年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表を次のように改める。

1 アリーナ等使用料

使用時間帯 場 所	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午後 8時30分まで
アリーナ	1,850円	2,460円	2,460円
会議室	1,020円	1,230円	1,230円
プレイルーム	1,020円	1,230円	1,230円
(注) アリーナは、1/2面を使用する場合は2分の1、1/4面を使用する場合は4分の1の料金とする。(料金計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)			

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市障害者体育センターの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例
岡山市保健所及び保健センター条例（平成6年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置し、保健センターに分館を置く」を「設置する」に改める。

第2条の3を削る。

第3条第2項第1号中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

保健センター分館を廃止するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、保健所及び保健センターの使用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市こころの健康センター条例の一部を改正する条例

岡山市こころの健康センター条例（平成20年市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による」の次に「地方」を加え、「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市こころの健康センターにおける診療等の使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成12年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「薬事法」を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め，同号イ中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め，同号サ及びシ中「賃貸業」を「貸与業」に改める。

附 則

この条例は，この条例の公布の日又は薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし，第2条第16号イの改正規定は，平成26年6月12日から施行する。

提案理由

薬事法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例

岡山市障害者生活支援センター条例（平成18年市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条1項第4号」を「第77条第1項第9号」に改める。

第3条中「施設等」を「施設」に改める。

別表パソコンの使用の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者生活支援センターのパソコンの使用を廃止する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

岡山市休日夜間急患診療所条例（昭和55年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「社団法人岡山市医師会」を「一般社団法人岡山市医師会」に改める。

第6条第2項中「岡山市病院事業使用料及び手数料条例（平成12年市条例第101号）の」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

種 別		単 位	金 額	備 考	
文 書 料	診 断 書	出生証明書 死産証明書 死亡診断書 身体検査書 健康診断書 一般診断書 死体（胎）検案書	1通に つき	1, 620 円	（1）同一文書を同時に2通以上交付するときは、1通を増すごとに1,080円を加算する。 （2）自賠償保険明細書については、1箇月をもって1通とする。
	特 殊	年金関係診断書 身体障害者用診断書	1通に つき	3, 240 円	
	診	生命保険死亡（障害）診断書	1通に	4, 320	
	断	自賠償保険診断書	つき	円	

書	裁判所用診断書	1通に	6,480	(3) 消費税が非課税のものについては、この金額に108分の100を乗じた金額とする。
	変死体(胎)検案書	つき	円	
証 明 書	通院(入院)証明書 医療費領	1通に	1,080	
	収証明書 妊娠証明書 自賠責保 険明細書 その他簡単な証明書	つき	円	

備考 この表において「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税をいう。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、休日夜間急患診療所の手数料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 0 号 議 案

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

岡山市簡易給水施設の設置及び給水に関する条例（平成18年市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項、第30条第1項及び第31条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市簡易給水施設の給水工事の費用等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

岡山市青少年問題協議会条例（昭和30年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年に関する団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

第3条第1項中「副会長」を「，会長及び副会長」に改め，同条第2項中「副会長」を「会長及び副会長」に改める。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い，岡山市青少年問題協議会の会長及び委員について定めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 2 号 議 案

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

岡山市立勤労青少年ホーム条例（昭和46年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

講習会室等使用料金表

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
講習会室	2,260円	3,290円	3,290円	7,810円
第3和室	1,640円	2,260円	2,260円	5,550円
料理教室	4,210円	5,550円	5,550円	13,980円
軽運動室	2,770円	3,290円	3,290円	8,530円

備考

- 1 使用申込時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合において、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間が1時間以内であるときは、料金の10分の5に相当する額を徴収する。ただし、算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 超過又は繰り上げて使用する時間が1時間を超えるときは、その時間が含まれる時間帯の料金を徴収する。
- 3 暖冷房装置を使用する場合は、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立勤労青少年ホームの使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 3 号 議 案

岡山市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立少年自然の家条例の一部を改正する条例

岡山市立少年自然の家条例（昭和48年市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「400円」を「411円」に，「900円」を「926円」に改め，同表第2項の表中「400円」を「411円」に，「200円」を「206円」に，「1,000円」を「1,029円」に改め，同表第3項の表中「400円」を「411円」に，「200円」を「206円」に，「50円」を「51円」に改め，同表第4項中「200円」を「206円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し，同日前の使用に係るものについては，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，少年自然の家の使用料の額等を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 4 号 議 案

岡山市日応寺自然の森条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市日応寺自然の森条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市日応寺自然の森条例の一部を改正する条例

岡山市日応寺自然の森条例（平成3年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「6, 000円」を「6, 172円」に, 「750円」を「772円」に, 「300円」を「308円」に, 「400円」を「411円」に, 「150円」を「154円」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等について適用し, 同日前の使用に係るものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い, 岡山市日応寺自然の森の使用料の額等を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 5 号 議 案

岡山市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市奨学金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市奨学金条例の一部を改正する条例

岡山市奨学金条例（昭和33年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の岡山市奨学金条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の岡山市奨学金条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

提案理由

業務の移管に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 6 号 議 案

岡山市入学一時金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市入学一時金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市入学一時金貸付条例の一部を改正する条例

岡山市入学一時金貸付条例（昭和46年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の岡山市入学一時金貸付条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の岡山市入学一時金貸付条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

提案理由

業務の移管に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 7 号 議 案

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年市条例第32号）の一部を次
のように改正する。

別表第1第1項の表動物の死体の項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同
表第2項第1号の表基本割の項中「370円」を「380円」に改め、同号の表人頭割の
項中「400円」を「410円」に改め、同号の表特別料金の部再収集料金の項中「37
0円と1人当たり200円」を「380円と1人当たり205円」に改め、同部特殊便槽
料金の項中「450円」を「460円」に改め、同項第2号の表従量制の項中「450
円」を「460円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、動
物の死体処理手数料及びし尿処理手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようと
するものである。

甲 第 6 8 号 議 案

岡山市東部リユースぷらざ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市東部リユースぷらざ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市東部リユースぷらざ条例の一部を改正する条例

岡山市東部リユースぷらざ条例（平成13年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条，第10条関係）

研修室等使用料

施設名称	使用時間	午 前	午 後	全 日
		午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前10時から 午後4時まで
研修室		940円	1,420円	2,360円
ボランティアミーティング グループ（1）		200円	310円	510円
ボランティアミーティング グループ（2）		160円	240円	400円
ボランティアミーティング グループ（3）		200円	300円	500円

備考 使用者が入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の100パーセントを割増しする。

別表第2（第4条，第10条関係）

附属設備使用料

名称	使用時間	午 前	午 後	全 日
		午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前10時から 午後4時まで
拡声装置（一式）		40円	60円	100円
映像装置（一式）		70円	110円	180円
拡声・映像装置（一式）		110円	170円	280円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

西部リユースふらぎ設置に伴う料金体系の見直し並びに消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、東部リユースふらぎの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 9 号 議 案

岡山市西部リユースぷらざ条例の制定について

岡山市西部リユースぷらざ条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市西部リユースぷらざ条例

(設置)

第1条 資源循環型社会の構築を市民と協働して形成していくため、市民自らが廃棄物の減量及び再資源化並びに再生利用の体験及び学習をすることにより、ものを大切にする心を養い、快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成、地球環境の保全に資するため、岡山市西部リサイクルプラザ内に西部リユースぷらざ（以下「ぷらざ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ぷらざの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 西部リユースぷらざ

位置 岡山市北区野殿西町428番地2

(事業)

第3条 ぷらざは、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資源循環型社会を構築するための学習及び実践に関すること。
- (2) ぷらざ利用者の自主的な活動の支援に関すること。
- (3) ぷらざの施設及び設備の提供に関すること。
- (4) 廃棄物の再生処理及びリサイクルについての情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 廃棄物の減量、再生利用体験及び学習等に係る講座等の開設に関すること。
- (6) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用促進のための啓発に関すること。

- (7) 再資源化及び再生利用促進の調査及び研究に関すること。
- (8) 廃棄物からの再生品等の展示及び販売に関すること。
- (9) その他ふらざ設置の目的を達成するため市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理等)

第4条 ぷらざの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

- (1) 前条に規定する事業
- (2) ふらざの利用の許可に関する業務
- (3) ふらざの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他ふらざの管理上市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定等)

第5条 ぷらざの指定管理者の指定を受けようとするものは、ぷらざの事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるぷらざの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がぷらざの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、

同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がぷらざの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第8条、第9条、第11条から第13条まで、第18条及び第19条に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。
(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) ぷらざの管理業務の実施状況及び使用状況
- (2) ぷらざの使用に係る料金（以下「使用料」という。）の収入の実績
- (3) ぷらざの管理に係る経費の収支状況
- (4) その他規則で定める事項

(使用の許可)

第8条 別表第1及び別表第2に掲げる施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用者の責務)

第10条 第8条第1項により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって施設又は附属設備を適正に使用しなければならない。

（許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により施設が使用できなくなったとき。
- (4) 市長が特に必要であると認めるとき。

（入場の制限）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ふらざへの入場を拒絶し、又はふらざからの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 動物の類を携帯する者（介助等で必要な場合は除く。）
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (4) その他ふらざの管理上支障があると認められる者

（行為の制限）

第13条 ふらざにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (2) 募金その他これに類する行為

（使用料）

第14条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用後に納付することができる。

（使用料の減免）

第15条 使用料は、規則で定める事由に該当するときは、減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が災害等により施設を使用できなかったとき。
- (2) 公益上の理由により使用の許可を取り消したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設又は附属設備を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置)

第18条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第19条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第11条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(免責)

第20条 この条例に基づく処分によって生じた損害については、市はその責めを負わない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日以後、最初に指定する指定管理者は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法

律第117号)に基づき、又は準じて選定し、契約した民間事業者(当該民間事業者から当該契約上の地位を承継したものを含む。)を議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

- 3 施行日前においても、前項の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

別表第1(第8条,第14条関係)

研修室使用料

使用時間 施設名称	午 前	午 後	全 日
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前10時から 午後4時まで
研修室(1)	370円	550円	920円
研修室(2)	600円	900円	1,500円
研修室(全体)	970円	1,450円	2,420円

備考 使用者が入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、この表に定める使用料の100パーセントを割増しする。

別表第2(第8条,第14条関係)

附属設備使用料

使用時間 名 称	午 前	午 後	全 日
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前10時から 午後4時まで
拡声装置(一式)	40円	60円	100円
映像装置(一式)	70円	110円	180円
拡声・映像装置(一式)	110円	170円	280円

提案理由

資源循環型社会の構築を市民と協働して形成していくため、市民自らが廃棄物の減量及び再資源化並びに再生利用の体験及び学習をすることにより、ものを大切にすることを養い、

快適な生活環境づくりとリサイクル社会の形成，地球環境の保全に資するための西部リユースプラザを設置する等のため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 7 0 号 議 案

当新田健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

当新田健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

当新田健康増進施設設置条例の一部を改正する条例

当新田健康増進施設設置条例（平成15年市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1, 200円」を「1, 234円」に, 「750円」を「772円」に, 「500円」を「515円」に, 「600円」を「617円」に, 「200円」を「206円」に改め, 同表第2項の表中「2, 160円」を「2, 222円」に, 「6, 750円」を「6, 943円」に, 「9, 450円」を「9, 720円」に, 「3, 150円」を「3, 240円」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で, 同日以後に納付するものについて適用し, 同日前に納付するものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い, 当新田健康増進施設の利用料金の額の範囲等を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 1 号 議 案

東部健康増進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

東部健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

東部健康増進施設設置条例の一部を改正する条例

東部健康増進施設設置条例（平成16年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1, 200円」を「1, 234円」に, 「750円」を「772円」に, 「500円」を「515円」に, 「600円」を「617円」に, 「200円」を「206円」に改め, 同表第2項の表中「2, 160円」を「2, 222円」に, 「6, 750円」を「6, 943円」に, 「9, 450円」を「9, 720円」に, 「3, 150円」を「3, 240円」に改める。

附 則

- 1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は, この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で, 同日以後に納付するものについて適用し, 同日前に納付するものについては, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い, 東部健康増進施設の利用料金の額の範囲等を改めるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 2 号 議 案

岡山市職業訓練施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職業訓練施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職業訓練施設条例の一部を改正する条例

岡山市職業訓練施設条例（昭和43年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

時間別 室	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
小会議室	250円	360円	410円	560円	660円	870円
教室（A）	410円	510円	610円	870円	1,020円	1,380円
教室（B）	510円	660円	770円	1,130円	1,380円	1,740円
実習室	770円	970円	1,180円	1,690円	2,050円	2,620円

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡

山市職業訓練施設の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 3 号 議 案

岡山コンベンションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山コンベンションセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山コンベンションセンター条例の一部を改正する条例

岡山コンベンションセンター条例（平成12年市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「200」を「206」に改める。

別表第2中「6,000」を「6,172」に、「50」を「51」に、「525」を「540」に、「105」を「108」に、「5,000」を「5,142」に、「20,000」を「20,571」に、「10,000」を「10,285」に、「8,000」を「8,228」に、「300」を「308」に、「150」を「154」に、「800」を「822」に、「500」を「515」に、「1,500」を「1,543」に、「3,000」を「3,086」に、「6,500」を「6,686」に、「2,500」を「2,571」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山コンベンションセンターの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 4 号 議 案

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例の制定について

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山城天守閣条例の一部を改正する条例

岡山城天守閣条例（昭和41年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「社団法人おかやま観光コンベンション協会」を「公益社団法人おかやま観光コンベンション協会」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

1 入場料

15歳以上の者（中学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	1人1回につき 822円
小学校の児童，中学校の生徒その他これらに準ずる者	1人1回につき 411円

別表第2項の表陶芸（備前焼体験）の項中「1，200円」を「1，234円」に改め，同項の表その他の工芸体験の項中「2，000円」を「2，057円」に改め，同表第3項の表食堂施設の項及び売店施設の項中「925円」を「951円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし，第1条の2第1項の改正規定は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第3項の表の規定は，施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し，施行日前に発する納入通知書に係る使用料については，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山城天守閣の入場料の額の範囲等を改めるとともに、入場料の区分を変更する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 5 号 議 案

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市足守プラザ条例の一部を改正する条例

岡山市足守プラザ条例（平成9年市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,000円」を「2,057円」に改める。

別表第2第1号の表展示室1の項中「300円」を「308円」に、「500円」を「515円」に、「700円」を「720円」に改め、同号の表展示室2の項中「200円」を「206円」に、「300円」を「308円」に、「400円」を「411円」に改め、同号の表多目的ギャラリーの項中「700円」を「720円」に、「1,100円」を「1,131円」に、「1,400円」を「1,440円」に改め、同表第2号の表ビデオプロジェクターの項中「1,000円」を「1,029円」に改め、同号の表オーバーヘッドプロジェクター（OHP）の項中「500円」を「515円」に改める。

別表第3中「83,875円」を「86,271円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、足守プラザの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 6 号 議 案

岡山市かながわSAKAGURA条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市かながわSAKAGURA条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市かながわSAKAGURA条例の一部を改正する条例

岡山市かながわSAKAGURA条例（平成21年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1展示室の項及びギャラリーの項中「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、同表和室の項中「520円」を「540円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「1,570円」を「1,615円」に改め、同表中「金額に520円」を「金額に540円」に改める。

別表第2レストランの項中「60,000円」を「61,710円」に改め、同表売店の項中「5,000円」を「5,140円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、かながわSAKAGURAの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 7 号 議 案

岡山市建部町八幡温泉配湯条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建部町八幡温泉配湯条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町八幡温泉配湯条例の一部を改正する条例

岡山市建部町八幡温泉配湯条例（平成18年市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「525,000円」を「540,000円」に改める。

別表基本使用料の項中「6,300円」を「6,480円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、建部町八幡温泉の温泉使用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 8 号 議 案

岡山市建部町温泉会館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建部町温泉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町温泉会館条例の一部を改正する条例

岡山市建部町温泉会館条例（平成18年市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊の部客室の款大人の項中「5, 166円」を「5, 313円」に改め、同款小人の項中「3, 780円」を「3, 888円」に改め、同部大広間の項中「2, 898円」を「2, 980円」に改め、同表休憩の項中「1, 260円」を「1, 296円」に改め、同表日帰り入浴の部大人の項中「500円」を「512円」に改め、同部小人の項中「300円」を「308円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、建部町温泉会館の利用料金の額の範囲等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 9 号 議 案

岡山市たけべ八幡温泉条例の制定について

岡山市たけべ八幡温泉条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市たけべ八幡温泉条例

(設置)

第1条 本市が所有する天然資源である建部町八幡温泉を活用し、住民の健康増進及び福祉の向上並びに観光振興を図るための拠点施設として、岡山市北区建部町建部上510番地1にたけべ八幡温泉を設置する。

(業務)

第2条 たけべ八幡温泉は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公衆浴場業務
- (2) 建部の観光等の情報の提供業務
- (3) 温泉水販売業務
- (4) たけべ八幡温泉のサービス向上業務
- (5) たけべ八幡温泉の利用促進に関する業務
- (6) その他たけべ八幡温泉の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理等)

第3条 市長は、たけべ八幡温泉の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) たけべ八幡温泉の使用の許可に関する業務
- (2) たけべ八幡温泉の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他たけべ八幡温泉の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等)

第4条 たけべ八幡温泉の指定管理者の指定を受けようとするものは、たけべ八幡温泉の事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画によるたけべ八幡温泉の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がたけべ八幡温泉の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がたけべ八幡温泉の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条、第8条、第10条及び第16条第2項に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、

市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取消しをされた日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) たけべ八幡温泉の管理業務の実施状況及び使用状況
- (2) たけべ八幡温泉の利用料金の収入の実績
- (3) たけべ八幡温泉の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他規則で定める事項

(使用の許可)

第7条 たけべ八幡温泉を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、たけべ八幡温泉の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、たけべ八幡温泉の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) たけべ八幡温泉の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他たけべ八幡温泉の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用の禁止等)

第9条 たけべ八幡温泉の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にたけべ八幡温泉を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はたけべ八幡温泉の管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は使用の停止を命じ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第12条 第3条の規定により、たけべ八幡温泉の管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を使用許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者が管理するたけべ八幡温泉の施設等の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第13条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第14条 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第12条第2項の規定により定められた額をたけべ八幡温泉の使用料として市に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで、たけべ八幡温泉の使用ができなくなったとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為等)

第16条 何人も、たけべ八幡温泉においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失する行為

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為

(3) その他たけべ八幡温泉の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者又はそのおそれのある者に対し、たけべ八幡温泉からの退去を命ずることができる。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、たけべ八幡温泉の使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により、たけべ八幡温泉の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前においても、第4条の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

別表（第11条、第12条関係）

区 分		料金	時間・単位	備 考
日帰り入浴	大人	800円		入湯税を含む。
	小人	400円		
家族風呂		2,000円	60分当たり	4名まで。ただし、5名以上で使用するときは、1名増す

			ごとに500円を加算する。 入湯税を含む。
会議室	1,300円	60分当たり	冷暖房を使用するときは、基本使用料の5割を加算する。
多目的スペース	1,000円	60分当たり	
個室	1,000円	60分当たり	
温泉水給湯施設	200円	100リットル 当たり	

備考

- 1 「小人」とは、小学校の児童その他これに準ずる者を、「大人」とは中学校の生徒その他これに準ずる者以上の者をいう。
- 2 時間には、準備及び片付け等に要する時間を含むものとする。

提案理由

新市基本計画に定められた事業として、たけべ八幡温泉を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 8 0 号 議 案

ママカリパーキング条例の一部を改正する条例の制定について

ママカリパーキング条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

ママカリパーキング条例の一部を改正する条例

ママカリパーキング条例（平成12年市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「400円」を「411円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、ママカリパーキングの使用料の額等を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 1 号 議 案

岡山市営宝伝駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営宝伝駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営宝伝駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市営宝伝駐車場条例（平成17年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「500円」を「515円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市営宝伝駐車場の利用料金の額の範囲等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 2 号 議 案

岡山市農村集落活性化施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農村集落活性化施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農村集落活性化施設条例の一部を改正する条例

岡山市農村集落活性化施設条例（平成17年市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2号中「100円」を「103円」に改める。

別表第2第1号の表中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表第2号の表中「5,250円」を「5,400円」に、「520円」を「540円」に、「310円」を「320円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2第2号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、農

村集落活性化施設の使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 3 号 議 案

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市クラインガルテン条例の一部を改正する条例

岡山市クラインガルテン条例（平成7年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表中「370円」を「381円」に、「36,000円」を「37,028円」に改め、同号の表備考中「10円」を「1円」に改め、同表第2号の表木工加工室の項中「100円」を「103円」に改め、同号の表農産加工室の項中「200円」を「206円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市クラインガルテンの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 4 号 議 案

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市サウスヴィレッジ条例の一部を改正する条例

岡山市サウスヴィレッジ条例（平成22年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	1, 500円	「	1, 543円	を に改める。
		600円		617円	
		500円		515円	
		1, 000円		1, 029円	
		24, 000円		24, 686円	
		1, 200円		1, 234円	
		630円		648円	
		200円		206円	
		1, 260円		1, 296円	
		594, 470円		611, 454円	
		900円		926円	
		2, 740円		2, 818円	
		271, 440円		279, 196円	
		65, 780円		67, 659円	
		315円		324円	

	31.5円		32円	
	」		」	
	「		「	
別表第2中	8,000円	を	8,229円	に改める。
	800円		822円	
	42円		43円	
	21円		21円	
	」		」	
	「		「	
別表第3中	900円	を	926円	に改める。
	」		」	

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料等で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市サウスヴィレッジの使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 5 号 議 案

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山市漁港管理条例（昭和48年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4及び別表第2備考4中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、漁港施設等の占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 6 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「100分の105」を「100分の108」に、「得た額」を「得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知のあったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、工作物等を設けて公共物を使用する際の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 7 号 議 案

岡山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和58年市条例第38号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第
10条の2」を「第3項」に改め、「提出方法」の次に「並びに地区計画等に関する都市
計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を申し出る方法に関し必要な事項」を加え
る。

第2条中「及び政令第10条の2」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催、広報
紙への掲載その他の適切な措置を講ずるものとする。

第3条中「及び政令第10条の2」を削り、「前条」を「前条第1項」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（地区計画等に関する申出の方法）

第4条 法第16条第3項の規定による申出の方法は、次の各号のいずれかに該当する者
が1人で、又は数人共同して、市長に対し、地区計画等に関する都市計画の決定若しく
は変更又は地区計画等の原案を申し出て行うものとする。ただし、第2条第1項の規定
による公告後は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者
 - (3) 地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人
- 2 前項の申出は、次に掲げる基準に従つて、規則で定めるところにより行うものとする。
- (1) 当該申出に係る地区計画等の内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく地区計画等に関する基準に適合するものであること。
 - (2) 当該申出に係る地区計画等の内容が、本市の総合計画その他の本市のまちづくりに関する計画、方針等との整合性を有するものであること。
 - (3) 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域が、都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であること。
 - (4) 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域が、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画され、かつ、その面積が0.5ヘクタール以上であること。ただし、当該区域の周囲の道路、河川その他樹木、けい畔等の区域を区切る地物の配置により当該面積が0.5ヘクタール未満であつても良好な環境の街区の整備に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
 - (5) 当該申出に係る地区計画等の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）の区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

住民等が自ら考える地区計画等の原案を行政に対して申し出ることができる仕組みを構築することにより、案の作成手続における住民参加の機会の拡充を図り、市民協働のまちづくりの実現を推進する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 8 号 議 案

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市城下地下広場条例の一部を改正する条例

岡山市城下地下広場条例（平成20年市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表1日につきの項中「18,375円」を「18,900円」に改め、同表1時間につきの項中「1,575円」を「1,620円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市城下地下広場の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 8 9 号 議 案

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市営駐車場条例（昭和46年市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に駐車の手続きを受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市営駐車場の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 0 号 議 案

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市パークアンドライド駐車場条例の一部を改正する条例
岡山市パークアンドライド駐車場条例（平成6年市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条の表岡山市営瀬戸駅駐車場の項を削る。

第7条第1項中「6, 000円」を「6, 170円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に駐車 of 許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

瀬戸駅の駅前広場再整備に当たり、岡山市営瀬戸駅駐車場の供用を一時休止するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、パークアンドライド駐車場の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 1 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表中

「

牟佐下バス停自転車等駐車場	岡山市北区牟佐
---------------	---------

を

」

「

牟佐下バス停自転車等駐車場	岡山市北区牟佐
矢坂大橋バス停自転車等駐車場	岡山市北区矢坂西町

に、

」

「

植松駅前自転車等駐車場	岡山市南区植松
-------------	---------

を

」

「

植松駅前自転車等駐車場	岡山市南区植松
大福バス停自転車等駐車場	岡山市南区大福

に改める。

」

別表第2庭瀬駅第2自転車駐車場及び庭瀬駅第3自転車駐車場の項中「5,000円」を「5,140円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に定期駐車承認を受けた者に係る駐車料については、なお従前の例による。

提案理由

矢坂大橋バス停自転車等駐車場等を設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、有料自転車駐車場の定期利用の駐車料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 2 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「使用料が」を「別表第4及び別表第6に規定する使用料が」に改め、同条第2項中「，許可期間」を「，別表第4及び別表第6に規定する許可期間」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1第1項の表に次のように加える。

高島新屋敷公園	岡山市中区高島新屋敷
---------	------------

別表第1第3項の表日応寺前公園の項中「日応寺前公園」を「日応寺寺前公園」に改める。

別表第4中「（第13条関係）」を「（第13条，第14条，第16条の2関係）」に、「興業」を「興行」に改める。

別表第5中「（第13条関係）」を「（第13条，第16条の2関係）」に改め、同表第1項第1号の表岡山市総合文化体育館の部及び六番川水の公園体育館の部を次のように改める。

岡山市総合文化体育館	第一競技場	A	8,743円	10,492円	11,829円	14,194円	15,017円	18,102円	35,589円	42,788円	
		B	43,715円	52,457円	59,142円	70,972円	75,085円	90,103円	177,942円	213,532円	
		C	131,143円	157,372円	177,428円	212,914円	225,257円	270,308円	533,828円	640,594円	
	第二競技場	A	4,423円	5,349円	5,965円	7,200円	7,509円	9,051円	17,897円	21,600円	
		B	21,908円	26,331円	29,623円	35,589円	37,542円	45,052円	89,073円	106,972円	
		C	65,622円	78,789円	88,766円	106,560円	112,628円	135,154円	267,016円	320,503円	
	柔道場			1,852円	2,263円	2,880円	3,498円	3,703円	4,526円	8,435円	10,287円
	剣道場			1,852円	2,263円	2,880円	3,498円	3,703円	4,526円	8,435円	10,287円
	弓道場			1,234円	1,543円	1,852円	2,263円	2,468円	2,982円	5,554円	6,788円
	六番川水公園体育館	競技場	A	6,172円	7,406円	8,332円	10,080円	10,594円	12,754円	25,098円	30,240円
B			30,857円	37,028円	41,657円	49,988円	52,971円	63,566円	125,485円	150,582円	
C			92,572円	111,086円	124,972円	149,966円	158,914円	190,697円	376,458円	451,749円	

別表第5第1項第1号の表備考に次のように加える。

9 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。ただし、5の場合にあつては、使用料の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表第5第1項第2号の表中「120円」を「124円」に、「720円」を「740円」に、「1,440円」を「1,481円」に、「240円」を「247円」に、「2,880円」を「2,962円」に、「40円」を「42円」に、「80円」を「83円」に、「20円」を「21円」に改め、同表備考2に次のただし書を加える。

ただし、算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第1項第3号の表中「240円」を「247円」に、「2,400円」を「2,468円」に、「4,800円」を「4,937円」に、「9,600円」を「9,874円」に、「18,000円」を「18,514円」に、「3,600円」を「3,703円」に、「1,200円」を「1,234円」に、「120円」を「124円」に、「20円」を「21円」に、「2,000円」を「2,057円」に、「20,000円」を「20,571円」に、「5,000円」を「5,142円」に、「100円」を「103円」に、「14,000円」を「14,400円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「70円」を「72円」に改め、同表備考3に次のただし書を加える。

ただし、算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第2項第1号の表中「300円」を「308円」に、「120円」を「124円」に改め、同項第2号の表中「240円」を「247円」に、「100円」を「103円」に、「210円」を「216円」に、「80円」を「83円」に改め、同項第3号の表中「1,800円」を「1,852円」に、「720円」を「740円」に改め、同項第4号の表中「240円」を「247円」に、「350円」を「360円」に、「790円」を「813円」に改め、同表第3項の表中「1,000円」を「1,020円」に、「400円」を「410円」に改め、同表第4項の表中「200円」を「206円」に、「300円」を「308円」に、「600円」を「617円」に、「900円」を「926円」に改め、同表第5項第1号の表中

「

球	A	9,600円	12,000円	16,000円	20,000円	22,400円	25,600円	40,000円	48,800円
---	---	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

技	B	48,000円	60,000円	80,000円	100,000円	112,000円	137,600円	203,200円	244,000円
場	C	148,800円	180,000円	248,000円	300,000円	342,400円	412,800円	610,400円	732,800円

を

球	A	9,870円	12,340円	16,450円	20,570円	23,040円	26,330円	41,140円	50,190円
技	B	49,370円	61,710円	82,280円	102,850円	115,200円	141,530円	209,000円	250,970円
場	C	152,220円	185,140円	255,080円	308,570円	352,180円	424,590円	627,840円	753,730円

に改め、同号の表備考に次のように加える。

10 算出した使用料の10円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第5項第2号の表中「2,400円」を「2,460円」に、「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「4,000円」を「4,110円」に改め、同表第6項の表中「2,150円」を「2,211円」に、「2,830円」を「2,911円」に、「4,300円」を「4,423円」に、「790円」を「813円」に、「1,100円」を「1,131円」に、「1,650円」を「1,697円」に、「2,210円」を「2,273円」に、「340円」を「349円」に、「560円」を「576円」に、「880円」を「906円」に、「1,320円」を「1,358円」に、「310円」を「319円」に、「420円」を「432円」に、「210円」を「216円」に、「280円」を「288円」に、「2,700円」を「2,777円」に、「4,000円」を「4,114円」に、「5,300円」を「5,451円」に、「1,000円」を「1,029円」に、「950円」を「977円」に、「1,460円」を「1,502円」に、「2,300円」を「2,366円」に、「3,040円」を「3,127円」に、「580円」を「597円」に、「530円」を「545円」に、「1,880円」を「1,934円」に、「370円」を「381円」に、「330円」を「340円」に改め、同項の表備考1中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同項の表備考1に次のただし書を加える。

ただし、100分の20に相当する額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表第5第7項第1号アの表中「1,200円」を「1,234円」に、「12,000円」を「12,343円」に、「1,800円」を「1,852円」に、「2,400円」を「2,468円」に、「18,000円」を「18,514円」に、「24,000円」を「24,686円」に、「100円」を「103円」に、「400円」を「411円」に、「800円」を「822円」に、「200円」を「206円」に改め、同表備考2中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同表備考に次のように加える。

8 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第7項第1号イの表中「1,800円」を「1,852円」に、「1,200円」を「1,234円」に、「900円」を「926円」に、「600円」を「617円」に、「150円」を「154円」に、「400円」を「411円」に、「200円」を「206円」に、「100円」を「103円」に、「300円」を「308円」に、「500円」を「515円」に、「20円」を「21円」に、「50円」を「51円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第7項第2号の表中「1,600円」を「1,645円」に、「4,000円」を「4,114円」に、「500円」を「515円」に、「2,500円」を「2,571円」に、「200円」を「206円」に、「400円」を「411円」に、「2,000円」を「2,057円」に改め、同表備考に次のように加える。

5 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第8項の表中「100円」を「103円」に、「500円」を「515円」に、「3,000円」を「3,086円」に、「2,000円」を「2,057円」に、「400円」を「411円」に改め、同表備考に次のように加える。

6 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第9項第1号の表中「300円」を「308円」に、「200円」を「206円」に改め、同項第2号の表中「270円」を「278円」に、「180円」を「185円」に改め、同項第3号の表中「420円」を「432円」に、「320円」を「329円」に、「210円」を「216円」に、「2,500円」を「2,571円」に、「5

30円」を「545円」に、「300円」を「308円」に、「1,260円」を「1,296円」に、「840円」を「864円」に改め、同号の表備考3に次のただし書を加える。

ただし、1割に相当する額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表第5第10項第1号の表及び第2号の表を次のように改める。

(1) 団体使用の場合

施設名	区 分	午 前	午 後	全 日
東広場	平日	4,690円	6,264円	9,391円
	土曜日、日曜日又は休日	6,264円	7,827円	12,528円
中央広場	平日	23,904円	31,876円	47,819円
	土曜日、日曜日又は休日	31,876円	39,847円	63,762円
西広場	平日	3,785円	5,051円	7,581円
	土曜日、日曜日又は休日	5,051円	6,315円	10,101円
全部	平日	32,400円	43,200円	64,800円
	土曜日、日曜日又は休日	43,200円	54,000円	86,400円

備考 「団体」とは10人以上のものをいう。

(2) 個人使用の場合

施設名	区 分	平 日	土曜日、日曜日又は休日
東広場	1時間につき	308円	463円
中央広場	1時間につき	1,584円	2,386円
西広場	1時間につき	247円	370円
全部	1時間につき	2,160円	3,240円

別表第5第11項第1号アの表中「1,400円」を「1,440円」に、「4,000円」を「4,114円」に、「8,000円」を「8,229円」に改め、同号の表備

考に次のように加える。

3 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

別表第5第11項第2号の表中「600円」を「617円」に、「200円」を「206円」に、「400円」を「411円」に改め、同表備考1中「50円」を「51円」に、「100円」を「103円」に改め、同表中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別表第5第12項の表中備考以外の部分を次のように改める。

12 その他の有料公園施設の使用料

種 別		単 位	金 額	
奥市公園野球場	専用使用	1日につき	6,176円	
	その他の使用	1時間につき	772円	
	夜間照明	1時間につき	3,086円	
浦安総合公園野球場	専用使用	1日につき	6,176円	
	その他の使用	1時間につき	772円	
奥市公園補助野球場	専用使用	1面1日につき	2,464円	
	その他の使用	1面1時間につき	308円	
	夜間照明	1面1時間につき	2,057円	
向州公園補助野球場	専用使用	1日につき	2,464円	
	その他の使用	1時間につき	308円	
	夜間照明	1時間につき	2,057円	
上道公園野球場	専用使用	1面1日につき	2,464円	
	その他の使用	1面1時間につき	308円	
	夜間照明	1面1時間につき	1,543円	
六番川水の公園多目的広場		1面1時間につき	308円	
		1面1日につき	2,464円	
山田グリーンパーク野球場	専用使用	1日につき	6,176円	
	その他の使用	1時間につき	772円	
奥市公園相撲場		1時間につき	206円	
浦安総合公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	411円	
	その他の者	1面1時間につき	545円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
	管理棟会議室	全面使用1時間につき	535円	
		1/2面使用1時間につき	308円	
		1/4面使用1時間につき	154円	
会議室冷暖房料	1時間につき	103円		
二日市公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
	その他の者	1面1時間につき	206円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
向州公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
	その他の者	1面1時間につき	206円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
山田グリーンパークテニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	308円	
	その他の者	1面1時間につき	411円	
六番川水の公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
	その他の者	1面1時間につき	206円	
当新田公園サッカー場	専用使用	午前	2,468円	
		午後	3,086円	
		全日	4,937円	
	その他の使用	1時間につき	772円	
	夜間照明	1時間につき	2,057円	
山田グリーンパークサッカー場兼ソフトボール場	専用使用	1日につき	2,464円	
	その他の使用	1時間につき	308円	
神崎山公園競技場	専用使用	全面	午前	5,142円
			午後	7,714円
			全日	10,285円

		インフィールドのみ	1時間につき	1,543円
	個人 使用	高校生以下の者	2時間につき	72円
		その他の者	2時間につき	103円
灘崎町総合公園多目的広場	専用 使用	全面	午前	5,142円
			午後	7,714円
			全日	10,285円
		インフィールドのみ	1時間につき	1,543円
	個人 使用	高校生以下の者	2時間につき	72円
		その他の者	2時間につき	103円
	夜間照明	1時間につき	2,057円	
灘崎町総合公園 フットサルコート	専用使用		1面1時間につき	1,029円
	夜間照明		1面1時間につき	411円
灘崎町総合公園 テニスコート	高校生以下の者		1面1時間につき	308円
	その他の者		1面1時間につき	411円
	夜間照明		1面1時間につき	411円
鳥城公園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の1時間まで310円, 以後30分につき100円
	大型乗用自動車		1台1回につき	822円
半田山植物園駐車場	普通自動車		1台1回につき	310円
	大型乗用自動車		1台1回につき	822円
浦安総合公園駐車場	普通自動車		1台につき	最初の2時間まで無料, 以後1時間につき100円
	大型乗用自動車		1台につき	最初の2時間まで無料, 以後1回につき510円
スコアボード	電気設備を含むとき。		1回につき	1,029円
	電気設備を含まないとき。		1回につき	411円
浦安総合公園東地区管理棟	研修室		1時間につき	288円
浦安総合公園西地区管理棟	研修室		1時間につき	802円
	研修室冷暖房料		1時間につき	103円

別表第6中「(第13条関係)」を「(第13条, 第14条関係)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1第1項の表に次のように加える改正規定及び同表第3項の表日応寺前公園の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第5の規定は、施行日以後の使用に係る使用料等で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

提案理由

高島新屋敷公園を設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、体育館使用料の額等を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 3 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

(4) 便所，水飲場，売店その他の便益施設

(5) 門，柵，管理倉庫，掲示板，照明施設，水道，くず箱その他の管理施設

第3条中「別表」を「別表第1」に改め，第8条を第15条とする。

第7条中「第4条」を「第5条」に改め，同条を第14条とする。

第6条の見出し中「の設置」の次に「及び管理」を加え，同条第1項を次のように改める。

遊園地に遊園地施設を設け，又は遊園地施設を管理しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。

第6条第2項中「に基づき遊園地施設を設け」を「による遊園地施設の設置の許可を受け」に改め，「市長に」を削り，「申請書を」の次に「市長に」を加え，「，その許可を受け」を削り，同項第2号中「構造」を「数量」に改め，同項第6号中「市長」を「，市長」に改め，同号を同項第10号とし，同項第5号を同項第9号とし，同号の前に次の2号を加える。

(7) 工事实施の方法

(8) 工事の着手及び完了の時期

第6条第2項第4号中「管理」を「管理の」に改め，同号を同項第6号とし，同号の前

に次の1号を加える。

(5) 構造

第6条第2項第3号中「設置」を「設置の」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 設置の目的

第6条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による遊園地施設の管理の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 管理の目的

(2) 管理の期間

(3) 管理しようとするものの属する遊園地名並びに種類及び数量

(4) 管理の方法

(5) 前各号のほか、市長の指示する事項

第6条を第7条とし、同条の次に次の6条を加える。

(遊園地の占用の許可)

第8条 遊園地に遊園地施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて遊園地を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 占用しようとする物件又は施設の種類及び数量

(2) 占用の目的

(3) 占用の期間

(4) 占用の遊園地名及びその場所

(5) 構造

(6) 管理の方法

(7) 工事実施の方法

(8) 工事の着手及び完了の時期

(9) 原状回復の方法

(10) 前各号のほか、市長の指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が次の各号のいずれかに該当する軽易なものであるときは、この限りでない。

(1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の彩色を変えない塗装

(2) 占用物件の構造を変えない修繕

(3) 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え

4 市長は、第1項又は前項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が、次の各号のいずれかに該当し、遊園地の占用が公衆の遊園地の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、規則で定める技術的基準に適合する場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

(1) 電柱、電線その他これらに類するもの

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(3) 郵便差出箱、公衆電話所その他これらに類するもの

(4) 非常災害に際し設けられる仮設工作物

(5) 集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める工作物その他の物件

5 市長は、第1項又は第3項の許可に遊園地の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

6 第1項の規定による遊園地の占用の期間は、10年を超えない範囲内で規則で定めるものとする。当該期間を更新するときの期間についても、同様とする。

(使用料の額等)

第9条 第4条第1項及び第7条第1項の規定により許可を受けた者は、別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。

2 前条第1項の規定により許可を受けた者は、岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）別表に規定する額を納付しなければならない。

3 使用料は前納とする。ただし、市長が納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第10条 使用料が年単位で規定されている場合において、その許可期間が1年に満たないとき又は許可期間に1年未満の端数があるときは、当該端数については、月割で使用料を算定する。この場合において、1月未満の端数は、1月とみなす。

2 前項の場合のほか、許可期間若しくは許可面積が1単位に満たないとき、又は許可期間若しくは許可面積に1単位未満の端数があるときは、その端数期間又は端数面積を1単位にして使用料を算定する。

3 前2項の規定により算出した額が10円に満たないときは、その金額を切り捨て、又はその額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する土地の使用期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の使用に伴って土地が使用される場合については、その額に100分の108を乗じ、1円未満の端数を切り捨てて得た額）とする。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者又は占有者が、不可抗力により使用又は占有できなかつたとき。
- (2) 市の都合により使用又は占有の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者又は占有者が、使用又は占有の期日の3日前までに使用又は占有の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。

（使用料の減免）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用又は占有するとき。
- (2) 営利を目的としない使用又は占有で特別の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（監督処分）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは遊園地からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分その他必要な措置をとることができる。

(1) 遊園地に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 遊園地の保存又は公衆の遊園地の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、遊園地の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第5条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 指示された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(行為の制限)

第4条 遊園地において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 募金その他これに類する行為をすること。

(2) 業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行うこと。

(3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。

(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために遊園地の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 行為の目的

(2) 行為の内容

(3) 行為の期間

(4) 行為を行う遊園地名及び場所又は施設

(5) 前各号のほか、市長の指示する事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の遊園地の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に遊園地の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

別表中「児童遊園地」を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条関係）

1 第4条第1項に掲げる行為をする場合

種 類	単 位	金 額
業として映画を撮影するもの	1日につき	7,500円
業として写真を撮影するもの	1人1月につき	600円
物品販売、宣伝、興行その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	42円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	5円

2 第7条第1項の規定により遊園地施設を設け又は管理する場合

種 別	単 位	金 額
売店又はこれに類する施設	1平方メートル1月につき	360円
その他の施設	1平方メートル1年につき	300円

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の岡山市児童遊園地条例の規定中使用料に関する部分は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

児童遊園地の管理及び使用料の徴収等について、都市公園と同様の取扱いをするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第4条第1号中「道路法第35条」を「法第35条」に改め、「（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第19条に規定する事業を除く。）」を削る。

第8条第1項中「年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）」を「年10.75パーセント」に改める。

附則第5項を削る。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改め、同表政令第7条第1号に掲げる物件の部中「政令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号」に改め、同部看板（アーチであるものを除く。）の款中「占用面積」を「表示面積」に改め、同部幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）の款中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同表中

「

政令第7条第2号に掲げる工事 用施設及び同条第3号に掲げる 工事用材料	占用面積1平方メートルにつ き1月	220
---	----------------------	-----

政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	120
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額

を

「

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
政令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額

」

政令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げる 工事用材料		占用面積1平方メートルにつ き1月	220
政令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げる 施設		占用面積1平方メートルにつ き1月	120
政令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面下に設け るもの	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.0 11を乗じ て得た額
	上空に設け るもの	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.0 2を乗じて 得た額
	その他のも の	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.0 25を乗じ て得た額
政令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.0 11を乗じ て得た額
	その他のも の	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.0 08を乗じ て得た額
政令第7条第10 号に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.0 2を乗じて 得た額

に

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市道路占用料徴収条例の規定中延滞金に関する部分は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に占用許可を受けた者に係る占用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、道路の占用料の額を改めるとともに、占用許可対象物件を追加する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 5 号 議 案

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市駅前広場駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市駅前広場駐車場条例（平成6年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入庫に係る使用料について適用し、同日前の入庫に係るものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市駅前広場駐車場の使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 6 号 議 案

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例（平成24年市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表1 流水占用料の表中「1.05」を「1.08」に改め、同表2 土地占用料の表備考第5項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に占用許可（当該占用許可に係る占用期間の始期が施行日前のものに限る。）を受けているものに係る流水占用料又は土地占用料で、施行日前に納入通知のあったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、準用河川の流水占用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 7 号 議 案

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市港湾水域占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市港湾水域占用料徴収条例（平成12年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に占用許可（当該占用許可に係る占用期間の始期が施行日前のものに限る。）を受けているものに係る占用料で、施行日前に納入通知のあったものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、港湾区域内の水域に係る占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 8 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡山市農業集落排水処理施設条例（平成2年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、改正後の第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下同じ。）からその額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、排水処理施設の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 9 号 議 案

岡山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 2 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市下水道条例の一部を改正する条例

岡山市下水道条例（昭和62年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、改正後の第22条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前の率を適用する部分は、特定使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下同じ。）からその額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、公共下水道の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 100 号 議 案

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道条例の一部を改正する条例

岡山市水道条例（平成9年市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項、第11条第1項及び第24条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第33条の見出しを「（手数料等）」に改め、同条第2項中「工事申込者から」の次に「あらかじめ」を加え、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項及び前項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）については、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前の率を適用する部分は、特定料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下同じ。）からその額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月

とする。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、水道料金等の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 101 号 議 案

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市工業用水道条例の一部を改正する条例

岡山市工業用水道条例（昭和41年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項，第32条及び第37条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第37条の2の見出しを「（手数料等）」に改め，同条第2項中「工事申込者から」の次に「あらかじめ」を加え，「100分の105」を「100分の108」に改め，同条第4項中「前3項」を「第1項及び前項」に，「申込み時」を「申込みの時」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前から継続して工業用水道を使用している者に係る給水使用料金及びメーター使用料（以下「料金等」という。）であって，施行日から平成26年4月30日までの間に料金等の額が確定するものについては，改正後の第32条及び第37条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，給水使用料金等の額を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 102 号 議 案

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市中央卸売市場業務条例（平成12年市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「届出」を「管理」に改め、同条中「定めるところにより、あらかじめ管理者に届け出なければならない」を「定める書面を作成し、これを保存しなければならない」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

第58条第4項、第64条第3項及び第67条第1項中「5パーセント」を「100分の8」に改める。

第68条中「、規程で定めるところにより」を削り、「管理者に届け出なければならない」を「作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

第68条第1号中「申請者」を「卸売業者」に改める。

第72条第1項中「5パーセント」を「100分の8」に改め、同条第3項中「、規程で定めるところにより」を削り、「により管理者に届け出なければならない」を「を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない」に、「届出」を

「書面」に、「しようとする」を「した」に改め、同項第1号中「申請者」を「卸売業者」に改め、同条第4項中「届出」を「書面を必要により確認した結果、その内容」に改め、同項第2号中「そこない」を「損ない」に改める。

第112条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第112条の2 管理者は、この条例の規定による申請等（申請、届出その他この条例の規定に基づき管理者に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この条例の規定にかかわらず、規程で定めるところにより、電子情報処理組織（市場の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関するこの条例に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関するこの条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市場の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に管理者に到達したものとみなす。

別表第5中「210円」を「216円」に、「913円」を「939円」に、「817円」を「840円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「1,890円」を「1,944円」に、「1,260円」を「1,296円」に、「1,785円」を「1,836円」に、「4,845,750円」を「4,984,200円」に、「9,153,900円」を「9,415,440円」に、「3,638,250円」を「3,742,200円」に、「319円」を「328円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第58条第4項、第64条第3項、第67条第1項及び第72条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の取引に係る金額等について適用し、同日前の取引に係

るものについては，なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第5の規定は，この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し，同日前に発する納入通知書に係る使用料については，なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い，岡山市中央卸売市場の使用料等の額を改めるとともに，申請等の事務手続の簡素化を図る等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 103 号 議 案

岡山市花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

岡山市花き地方卸売市場業務条例（平成23年市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第49条第3項、第52条及び第54条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第76条を第77条とし、第75条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第76条 管理者は、この条例の規定による申請等（申請、届出その他この条例の規定に基づき管理者に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うこととしているものについては、この条例の規定にかかわらず、規程で定めるところにより、電子情報処理組織（市場の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関するこの条例に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関するこの条例の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市場の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に管理者に到達したものとみなす。

別表中「210円」を「216円」に、「805円」を「828円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「1,890円」を「1,944円」に、「1,260円」を「1,296円」に、「1,785円」を「1,836円」に、「319円」を「328円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第49条第3項、第52条及び第54条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の取引に係る金額等について適用し、同日前の取引に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市花き地方卸売市場の使用料等の額を改めるとともに、申請等の事務手続の簡素化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市消防事務手数料条例（平成12年市条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の項（1）オ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項（2）エ中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同オ中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同項（3）カ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表6の項（4）ウ中「950,000円」を「990,000円」に改め、同オ中「1,650,000円」を「1,720,000円」に改め、同カ中「3,180,000円」を「3,320,000円」に改め、同キ中「3,890,000円」を「4,060,000円」に改め、同ク中「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表8の項（1）イ中「410,000円」を「430,000円」に改め、同エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同オ中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同カ中「2,830,000円」を「2,95

0,000円」に改め、同キ中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同ク中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の岡山市消防事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、審査手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

岡山市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

(1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。

(2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 106 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号の表岡山市立御南小学校の項の次に次のように加える。

岡山市立蛭明小学校	岡山市北区大井360番地
-----------	--------------

第1条第2号の表中

岡山市立三門小学校	岡山市北区下伊福西町5番37号	を
岡山市立蛭明小学校	岡山市北区下高田2050番地	

岡山市立三門小学校	岡山市北区下伊福西町5番37号	に
-----------	-----------------	---

改める。

別表第1項の表中「3,500円」を「3,600円」に、「2,900円」を「2,980円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「2,400円」を「2,460円」に改め、同表第2項の表中「600円」を「610円」に、「400円」を「410円」に改め、同表第3項の表中「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例によ

る。

提案理由

岡山市立蛸明小学校の位置を変更するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、学校施設の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例
の一部を改正する条例の制定について

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例
の一部を改正する条例

岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例（平成10年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

別表岡山市立岡山後楽館高等学校の項中「1, 150円」を「1, 180円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に岡山市立岡山後楽館高等学校に在籍する者で、この条例の施行の日前に入学したものに係る授業料については、改正後の岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校授業料及び入学選抜手数料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する聴講料について適用し、同日前に徴収する聴講料については、なお従前の例による。

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、岡山市立岡山後楽館高等学校の授業料を徴収するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、同校の聴講料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

岡山市立学校給食センター条例（昭和46年市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の表岡山市立建部学校給食センターの項の前に次のように加える。

岡山市立足守学校給食センター	岡山市北区大井360番地
----------------	--------------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市立足守学校給食センターを設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

西川アイプラザ条例の一部を改正する条例

西川アイプラザ条例（平成4年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表会議室（1）の項中「1, 100円」を「1, 130円」に、「2, 200円」を「2, 260円」に、「5, 400円」を「5, 550円」に改め、同号の表会議室（2）の項中「1, 500円」を「1, 540円」に、「3, 000円」を「3, 080円」に、「7, 400円」を「7, 610円」に改め、同号の表ホールの項中「6, 300円」を「6, 480円」に、「12, 700円」を「13, 060円」に、「28, 600円」を「29, 410円」に改め、同号の表展示コーナーの項中「6, 000円」を「6, 170円」に改め、同号の表備考5中「100円」を「10円」に改め、同表第2号の表ビデオプロジェクターの項及びピアノの項中「2, 000円」を「2, 050円」に改め、同号の表16mm映写機の項中「1, 200円」を「1, 230円」に改め、同号の表スライド映写機の項中「400円」を「410円」に改める。

別表第2中「18, 900円」を「19, 440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、西川アイプラザの使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 110 号 議 案

岡山市立犬島自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立犬島自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立犬島自然の家条例の一部を改正する条例

岡山市立犬島自然の家条例（平成10年市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表団体（1人1泊につき）の部大人の項中「1,400円」を「1,440円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同部小人の項中「700円」を「720円」に、「500円」を「510円」に改め、同号の表団体以外（1人1泊につき）の部大人の項中「2,000円」を「2,050円」に、「1,400円」を「1,440円」に改め、同部小人の項中「1,000円」を「1,020円」に、「700円」を「720円」に改め、同表第2項の表天体講習室の項中「400円」を「410円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立犬島自然の家の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 111 号 議 案

岡山市青少年育成センター条例を廃止する条例の制定について

岡山市青少年育成センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市青少年育成センター条例を廃止する条例

岡山市青少年育成センター条例（平成13年市条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市青少年育成センターを廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 112 号 議 案

岡山市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

岡山市社会教育委員の設置に関する条例（昭和34年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会教育委員」を「委員」に改める。

第3条の見出し中「定員」を「委員」に改め、同条中「25人」を「20人」に改め、第5条を第6条とする。

第4条中「とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする」を「とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 委員は、再任されることができる。

第3条の次に次の1条を加える。

（委員の構成）

第4条 委員は、次に掲げる者の中から岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者

- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に社会教育委員（以下「旧委員」という。）に委嘱されている者は、改正後の第4条の規定により委嘱された社会教育委員（以下「新委員」という。）とみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 113 号 議 案

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成26年 2 月 21日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例の一部を改正する条例

岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例（平成18年市条例第140号）の一部
を次のように改正する。

別表第2 玩具展示室の項中「500円（1,000円）」を「510円（1,020
円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用
し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡
山市環境学習センター「めだかの学校」の使用料の額等を改めるため、本条例の一部を改
正しようとするものである。

甲 第 114 号 議 案

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例

岡山市立図書館条例（昭和58年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1枚につき10円の」を「片面1枚につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) モノクロ複写 10円

(2) カラー複写 50円

第6条第1項中「400円」を「410円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、市立図書館の使用料の額を改めるとともに、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスに対応するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 115 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表岡山市立岡輝公民館の項中「157番地1」を「1番80号」に改める。

別表第1第1項の表第4会議室の項から第5ホールの項までを次のように改める。

第4会議室	1,540円	970円	970円	1,950円	1,950円	4,730円
第4研修室	1,640円	1,130円	1,130円	2,260円	2,260円	5,550円
第5研修室	2,770円	1,640円	1,640円	3,290円	3,290円	8,530円
美術工芸室	2,770円	1,640円	1,640円	3,290円	3,290円	8,530円
視聴覚室	3,290円	1,950円	1,950円	3,900円	3,900円	10,180円
第5ホール	8,530円	5,650円	5,650円	11,310円	11,310円	27,560円

別表第1第2項の表第1講座室の項から美術工芸室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室（和室）	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円

別表第1第3項の表料理講座室の項から第2講座室の項までを次のように改める。

料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
会議室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
福祉室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 1 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 2 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第 1 第 4 項の表第 1 講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 2 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
研修室（和室）	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
茶室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第 1 第 5 項の表第 1 講座室の項から実技室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 2 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
研修室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
福祉室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円

別表第 1 第 6 項の表第 1 講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 2 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
会議室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

第1研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
和室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
福祉室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円

別表第1第7項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室(和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第8項の表第1講座室の項から実習室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
和室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
実習室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第9項の表1階第1会議室の項から和室(小)+(中)の項までを次のように改める。

1階第1会議室	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
1階第2会議室	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円

2階第1会議室 (A)	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
2階第1会議室 (B)	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
2階第1会議室 (A) + (B)	820円	410円	410円	820円	610円	2,050円
2階第2会議室	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
研修室	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
手芸室	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
視聴覚室	820円	410円	410円	820円	610円	2,050円
和室(小)	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
和室(中)	510円	250円	250円	510円	300円	1,230円
和室(小) + (中)	820円	410円	410円	820円	610円	2,050円

別表第1第10項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室(和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第11項の表第1講座室の項から第2研修室の項までを次のように改める。

第1講座室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
第2講座室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円

福祉室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
会議室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 1 研修室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
第 2 研修室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第 1 第 1 2 項の表第 1 講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 2 講座室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
会議室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
第 1 研修室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
第 2 研修室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
福祉室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円

別表第 1 第 1 3 項の表大集会室の項から保健室の項までを次のように改める。

大集会室	5,550 円	4,260 円	4,260 円	8,530 円	8,530 円	20,050 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
ふれあいの部屋	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
会議室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
保健室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第 1 第 1 4 項の表第 1 講座室の項から集会室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	200 円	200 円	200 円	410 円	610 円	1,130 円
第 2 講座室	410 円	300 円	300 円	610 円	920 円	1,640 円
第 3 講座室	200 円	200 円	200 円	410 円	610 円	1,130 円

第1研修室	200円	200円	200円	410円	610円	1,130円
第2研修室	200円	200円	200円	410円	610円	1,130円
第3研修室	200円	200円	200円	410円	610円	1,130円
集会室	410円	300円	300円	610円	920円	1,640円

別表第1第15項の表大研修室の項から実習室の項までを次のように改める。

大研修室	1,540円	1,080円	1,080円	2,160円	4,830円	8,530円
第1・第2講座室	1,130円	770円	770円	1,540円	3,600円	6,270円
第1講座室	720円	510円	510円	1,020円	2,360円	4,110円
第2講座室	720円	510円	510円	1,020円	2,360円	4,110円
第3・第4講座室	300円	250円	250円	510円	1,130円	1,950円
第3講座室	200円	150円	150円	300円	720円	1,230円
第4講座室	200円	150円	150円	300円	720円	1,230円
会議室	300円	250円	250円	510円	1,130円	1,950円
研修室(和室)	300円	250円	250円	510円	1,130円	1,950円
実習室	300円	250円	250円	510円	1,130円	1,950円

別表第1第15項の表備考3中「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表第16項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室(和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第17項の表第1講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
会議室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第1研修室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
第2研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
和室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
福祉室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円

別表第1第18項及び第19項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室(和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第20項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第1研修室 (和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第21項の表講座室の項から美術工芸室の項までを次のように改める。

講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第1研修室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第2研修室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第1実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
第2実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円

別表第1第22項の表集会室の項から福祉室の項までを次のように改める。

集会室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
青少年談話室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
福祉室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第1第23項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第2講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第1研修室 (和室)	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第2研修室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
茶室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第1第24項の表第1研修室の項から大研修室の項までを次のように改める。

第1研修室	1,850 円	1,440 円	1,440 円	2,980 円	2,160 円	6,990 円
第2研修室	1,540 円	1,230 円	1,230 円	2,460 円	1,850 円	5,550 円

講座室	2,880 円	2,360 円	2,360 円	4,730 円	3,490 円	11,100 円
第 1 和室	820 円	610 円	610 円	1,330 円	920 円	2,880 円
第 2 和室	1,540 円	1,230 円	1,230 円	2,460 円	1,850 円	5,550 円
美術工芸室	820 円	610 円	610 円	1,330 円	920 円	2,880 円
料理講座室	2,160 円	1,740 円	1,740 円	3,600 円	2,670 円	8,430 円
第 1 会議室	7,300 円	5,860 円	5,860 円	11,720 円	8,740 円	28,080 円
第 2 会議室	820 円	610 円	610 円	1,330 円	920 円	2,880 円
第 3 会議室	820 円	610 円	610 円	1,330 円	920 円	2,880 円
大研修室	10,900 円	8,740 円	8,740 円	17,480 円	13,060 円	41,860 円

別表第 1 第 2 5 項の表第 1 講座室の項から大研修室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	820 円	610 円	610 円	1,330 円	920 円	2,880 円
第 2 講座室	920 円	720 円	720 円	1,540 円	1,130 円	3,290 円
和室	1,540 円	1,230 円	1,230 円	2,460 円	1,850 円	5,550 円
料理講座室	1,850 円	1,440 円	1,440 円	2,980 円	2,160 円	6,990 円
会議室	1,540 円	1,230 円	1,230 円	2,460 円	1,850 円	5,550 円
大研修室	7,300 円	5,860 円	5,860 円	11,720 円	8,740 円	28,080 円

別表第 1 第 2 6 項の表大集会室の項から美術工芸室の項までを次のように改める。

大集会室	6,990 円	4,880 円	4,880 円	9,770 円	9,770 円	23,760 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
第 1 講座室	1,540 円	970 円	970 円	1,950 円	2,260 円	5,040 円
第 2 講座室	1,130 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
第 1 和室	720 円	560 円	560 円	1,130 円	1,540 円	2,770 円
第 2 和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第 3 和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
美術工芸室	720 円	460 円	460 円	920 円	1,130 円	2,160 円

別表第 1 第 2 7 項第 1 号の表第 1 講座室の項から美術工芸室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
第3講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
和室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
談話室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
視聴覚室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円

別表第1第27項第2号の表平日の項及び土・日・休日の項を次のように改める。

平日	14,700円	27,660円	35,790円	39,080円	53,790円	62,530円
土・日・休日	17,690円	33,220円	42,990円	46,900円	64,590円	75,080円

別表第1第27項第2号の表備考4中「21,000円」を「21,600円」に改め、同項第3号の表中「4,000円」を「4,110円」に、「700円」を「720円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「800円」を「820円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「600円」を「610円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「350円」を「360円」に改め、同表第28項の表大会議室の項から談話室の項までを次のように改める。

大会議室	1,020円	820円	820円	1,640円	1,230円	3,900円
料理講座室	770円	610円	610円	1,230円	920円	2,930円
講座室	510円	410円	410円	820円	610円	1,950円
会議室	510円	410円	410円	820円	610円	1,950円
和室	510円	410円	410円	820円	610円	1,950円
談話室	510円	410円	410円	820円	610円	1,950円

別表第1第29項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室(和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
茶室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第1第30項の表第1講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

第1講座室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
第2講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
研修室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
福祉室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円

別表第1第31項及び第32項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第2講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
研修室（和室）	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
実技室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
茶室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

別表第1第33項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第2講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
第1研修室 （和室）	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

第2研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
茶室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第34項の表第1講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

第1講座室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
和室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
福祉室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円

別表第1第35項の表講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

講座室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
第1和室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2和室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円
福祉室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円

別表第1第36項の表第1講座室の項から茶室の項までを次のように改める。

第1講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
第2講座室	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
研修室(和室)	510円	360円	360円	720円	1,130円	2,260円
実技室	720円	770円	770円	1,540円	1,640円	3,290円
料理講座室	1,640円	1,380円	1,380円	2,770円	3,290円	6,990円
美術工芸室	1,540円	820円	820円	1,640円	1,950円	4,210円

茶室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
----	-------	-------	-------	-------	---------	---------

別表第1第37項の表大講座室の項から福祉室の項までを次のように改める。

大講座室	720 円	770 円	770 円	1,540 円	1,640 円	3,290 円
中講座室	610 円	560 円	560 円	1,130 円	1,330 円	2,770 円
小講座室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
和室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円
料理講座室	1,640 円	1,380 円	1,380 円	2,770 円	3,290 円	6,990 円
美術工芸室	1,540 円	820 円	820 円	1,640 円	1,950 円	4,210 円
福祉室	510 円	360 円	360 円	720 円	1,130 円	2,260 円

附 則

- この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第2号の表岡山市立岡輝公民館の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立公民館の使用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 116 号 議 案

岡山市近水園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市近水園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市近水園条例の一部を改正する条例

岡山市近水園条例（昭和46年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表1間の項中「700円」を「720円」に改め、同表2間の項中「900円」を「920円」に改め、同表3間の項中「1,100円」を「1,130円」に改め、同表4間の項中「1,300円」を「1,330円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、吟風閣の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 117 号 議 案

旧足守藩侍屋敷遺構条例の一部を改正する条例の制定について

旧足守藩侍屋敷遺構条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

旧足守藩侍屋敷遺構条例の一部を改正する条例

旧足守藩侍屋敷遺構条例（昭和50年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「900円」を「920円」に改め、同表2の項中「1,200円」を「1,230円」に改め、同表3の項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同表4以上の項中「1,800円」を「1,850円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、旧足守藩侍屋敷遺構の使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 118 号 議 案

岡山市立オリエント美術館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立オリエント美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 2 月 21 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立オリエント美術館条例の一部を改正する条例

岡山市立オリエント美術館条例（昭和53年市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,000円」を「2,050円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「3,000円」を「3,080円」に改める。

別表第3中「2,600円」を「2,670円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「450円」を「460円」に改める。

別表第4中「30,000円」を「30,850円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る利用料等について適用し、同日前に発する納入通知書に係る利用料等については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、岡山市立オリエント美術館の利用料等の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 139 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年 3 月 5 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の15中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第12条の20中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第16条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改め、同条第3項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る軽減対象世帯を拡大し、及び賦課限度額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。